農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	関連法令等	制度の現状	提案の分類	提案内容等	提案の概要(対応策)	各府省庁からの調整に対する提案改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見　その他	「提案の実施」か「既に措置」か	「提案の実施」か「既に措置」か	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの調整に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「提案の実施」か「既に措置」か	「提案の実施」か「既に措置」か	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
100010	家畜ふん堆肥と化学肥料の混合肥料の販売の容認	-	家畜ふん堆肥と化学肥料の混合肥料は、現在、肥料取締法の規定に基づく公定規格が定められていないことから、普通肥料としての登録を受けることはできないが、農林水産大臣の仮登録を受けることにより、普通肥料として生産することは可能。また、販売業務については、都道府県知事への届け出のみ。	D-1		肥料取締法第５条に基づき、農林水産大臣の仮登録を受ければ家畜ふん堆肥と化学肥料の混合肥料の生産は可能である。また、販売を行うに当たっての手続きは、同法第２３条に基づく都道府県知事への届け出のみである。	提案は特殊肥料である家畜ふん堆肥と普通肥料である化学肥料の混合肥料を肥料として生産・販売することであるが、貴省の回答では、「家畜堆肥と化学肥料の混合肥料は公定規格が定められていない」「仮登録を受ければ生産は可能」とのことであるが、提案の肥料について仮登録は可能と解して良いか。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	①従来の独立行政法人肥飼料検査所の指導では、家畜ふん堆肥（特殊肥料）と化成（普通）肥料の混合製造・販売は「法的不可能」との見解であった。よって、「仮登録制度により特殊肥料と化成肥料の混合製造・販売は可能である旨」の今回の回答を明確化するため、公文書による通知をお願いしたい。さらに、先般（H15年12月）、「仮登録の状況・生産業者等の要望を踏まえ、新たに混合汚泥複合肥料等の公定規格が設定された」ように、肥料取締法第３条に基づき、家畜ふん堆肥（特殊肥料）と化成（普通）肥料の公定規格の設定をお願いしたい。②仮登録制度を活用すれば法的に可能であるという趣旨の回答は、仮登録という規制自体が緩和されるわけではない。構造改革特区の「規制を緩和して地域（経済）の活性化を図る。」という目的を勘案すると、今回の回答は、法的に可能と言っているだけであり、規制緩和とは結び付いておらず、政府の方針に沿っていない。農林水産省生産局との連携を密にした上で、仮登録自体の規制緩和を再検討して頂きたい。	家畜ふん堆肥（特殊肥料）と普通肥料の混合肥料の試験研究は、行政独立法人九州沖縄農業研究センター、熊本県等で実施されている。熊本県等の試験データについては、既に肥飼料検査所へデータを提出されている模様。		D－1	１．農林水産大臣は、生産業者等が普通肥料の仮登録の申請の際に提出した「栽培試験の成績」、「肥料の見本」等を、独立行政法人肥飼料検査所に調査させ、当該肥料の主成分の含有量及びその効果その他その品質が公定規格の定めのある類似する種類の肥料と同等であると認められたときは、当該肥料を仮登録しなければならないとされている。（肥料取締法第８条） ２．提案の肥料についても、栽培試験の成績等から、当該肥料の主成分の含有量及びその効果その他その品質が公定規格の定めのある類似する種類の肥料と同等であると認められたときは、仮登録が可能である。	家畜ふん堆肥と化学肥料の混合肥料は、品質にバラツキがあることから、主成分を保証する普通肥料として仮登録を受けることは技術的に困難である。化学肥料を加えて生産した「たい肥」であっても、外観上「たい肥」と判断されるものは、普通肥料として仮登録を受けるのではなく、特殊肥料の「たい肥」として、化学肥料を混合している旨を表示して、生産・販売することができるようにすべきではないか。	B	III	「たい肥」の生産工程において、尿素、硫酸アンモニア等を加えた「たい肥」であっても、当該資材が発酵促進のための副資材として加えられたものであれば、特殊肥料として生産、販売することは可能である。 なお、この場合における御指摘の表示については、平成１６年度中に全国において表示基準を設定する。	1017010	愛知県	湖美半島バイオリサイクル農業特区	家畜ふん堆肥と化学肥料の混合肥料の販売の容認	家畜ふん堆肥と化学肥料の混合物を肥料として生産・販売することを認める。	家畜ふん堆肥と化学肥料を混合したものを有機質肥料として成分と効能を表示した上で生産・販売することを可能とする、肥料取締法の特例を設ける。これにより、地域有機資源源である家畜ふん尿のリサイクル及び土づくりが推進され、資源循環型農業が確立されることにより、地域経済の活性化が図られる。
100020	非指定飛行場における廃汚残渣の搬出・処分に係る規制の特例（動物検疫関係）	家畜伝染病予防法第３６条、第３７条、第３８条、家畜伝染病予防法施行規則第４５条、第４７条	家畜伝染病予防法で定める動物の骨肉卵等の指定検疫物は、同法に基づき、指定された海空港に輸入される。	D-1		現在の名古屋空港は、厨芥残渣（ギャベージ）の陸揚げが可能な家畜伝染病予防法に基づく指定港であり、今後も国際便の入港が見込まれ、畜産物類の輸入要望があるのであれば引き続き指定港とすることについて検討することは可能である。	早急に検討し、指定港の指定について結論を得、回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	「今後も国際便の入港が見込まれ、畜産物類の輸入要望があるのであれば引き続き指定港とすることについて検討することは可能である」との見解について 特区を、そもそも厨芥残渣(ギャベージ)の陸揚げが可能な指定港としていただければ、特区構想実現に支障は無い。本特区における他のＣＩＱの空港指定と同様、年間100回以上の国際ビジネス機の離着陸が見込まれ、携帯品であっても畜産物類の輸入要望があれば指定されると考えてよいか。 また、その場合、厨芥残渣(ギャベージ)の搬出・処分のみの場合も含め、ビジネス機の機動性を損なわないように、前日の離着陸決定や時間変更などに臨機応変に対応をしていただけると考えてよいか。 なお、機内における審査実施は可能と考えてよいか。		D－1	国際便の入港の見込み等に応じ検討を行うこととしている。 また、名古屋空港での動物検疫については当該空港を担当する動物検疫所からの出張による対応となる。このため、現時点では、ギャベージ搬出等に関する前日の時間変更等については、要員確保等の観点から一定の制約が予想されるが、可能な範囲内で対応する方針である。 なお、指定港として指定された場合、ギャベージ搬出等は可能であるが、その取扱いについては事前に動物検疫所と関係機関との調整が必要である。また、畜産物の検査については現物検査の他、消毒等の措置を実施することも想定されることから、機内における検査の実施は困難。	貴省の回答で「可能な範囲内で対応する方針である」とあるが、内容について明確化できないか具体的に検討し回答されたい。併せて早急に検討し、指定港に指定することを明らかにできないか回答されたい。	D-1		動物検疫の対応については、名古屋空港及び国際ビジネス機の特性も踏まえ、可能な範囲内で円滑な運航に支障を来さないように配慮する。なお、具体的対応については、関係各省の名古屋空港を管轄する地方支分部局及び愛知県等関係者との間で協議・検討を進めることとする。 なお、名古屋空港については、国際便の入港見込み等に基づき、指定を継続する方向で検討して参りたい。	1078070	愛知県、名古屋市、春日井市、小牧市、豊山町、名古屋空港活用促進協議会、日本貿易振興機構、日本ビジネス航空協会	関国！国際ビジネス機特区	非指定飛行場における廃汚残渣の搬出・処分に係る規制の特例（動物検疫関係）	特区においては、非指定飛行場であっても厨芥残渣（ギャベージ）の搬出・処分ができることとする。	国際ビジネス機に不可欠な厨芥残渣(ギャベージ)の搬出・処分ができるようにし、中部国際空港開港後の名古屋空港を我が国初の国際ビジネス機の拠点とすることで、製造業を始め高い産業集積を誇る当地域と海外企業をダイレクトに結び付け、新たなビジネスや対日投資の促進、また世界的に著名な文化人や政治家等の来訪による当地域の国際的な地位向上を図るとともに、ＦＢＯ事業や国際ビジネス機チャーター事業などの新しい航空系産業を創出する。
100030	非指定飛行場における廃汚残渣の搬出・処分に係る規制の特例（植物防疫関係）	植物防疫法第６条第３項、植物防疫法施行規則第６条	植物類は、植物防疫法に基づき指定された海空港に輸入される。	D－1		¹現在の名古屋空港は、厨芥残渣（ギャベージ）の陸揚げが可能な植物防疫法に基づく指定港であり、今後も国際便の入港が見込まれ、植物類の輸入要望があるのであれば引き続き指定港とすることについて検討することは可能である。	早急に検討し、指定港の指定について結論を得、回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	「今後も国際便の入港が見込まれ、植物類の輸入要望があるのであれば引き続き指定港とすることについて検討することは可能である」との見解について 特区を、そもそも厨芥残渣(ギャベージ)の陸揚げが可能な指定港としていただければ、特区構想実現に支障は無い。本特区における他のＣＩＱの空港指定と同様、年間100回以上の国際ビジネス機の離着陸が見込まれ、携帯品であっても植物類の輸入要望があれば指定されると考えてよいか。 また、その場合、厨芥残渣(ギャベージ)の搬出・処分のみの場合も含め、ビジネス機の機動性を損なわないように、前日の離着陸決定や時間変更などに臨機応変に対応をしていただけると考えてよいか。 なお、機内における審査実施は可能と考えてよいか。		D－1	国際便の入港の見込み等に応じ検討を行うこととしている。 また、名古屋空港での植物検疫については当該空港を担当する植物防疫所からの出張による対応となる。このため、現時点では、ギャベージ搬出等に関する前日の時間変更等については、要員確保等の観点から一定の制約が予想されるが、可能な範囲内で対応する方針である。なお、植物類の検査については病害虫の付着の有無、発見病害虫の検定等を行う必要があり機内での検査の実施は困難。	貴省の回答で「可能な範囲内で対応する方針である」とあるが、内容について明確化できないか具体的に検討し回答されたい。併せて早急に検討し、指定港に指定することを明らかにできないか回答されたい。	D－1		動物検疫の対応については、名古屋空港及び国際ビジネス機の特性も踏まえ、可能な範囲内で円滑な運航に支障を来さないように配慮する。なお、具体的対応については、関係各省の名古屋空港を管轄する地方支分部局及び愛知県等関係者との間で協議・検討を進めることとする。 なお、名古屋空港については、国際便の入港見込み等に基づき、指定を継続する方向で検討して参りたい。	1078080	愛知県、名古屋市、春日井市、小牧市、豊山町、名古屋空港活用促進協議会、日本貿易振興機構、日本ビジネス航空協会	関国！国際ビジネス機特区	非指定飛行場における廃汚残渣の搬出・処分に係る規制の特例（植物防疫関係）	特区においては、非指定飛行場であっても厨芥残渣（ギャベージ）の搬出・処分ができることとする。	国際ビジネス機に不可欠な厨芥残渣(ギャベージ)の搬出・処分ができるようにし、中部国際空港開港後の名古屋空港を我が国初の国際ビジネス機の拠点とすることで、製造業を始め高い産業集積を誇る当地域と海外企業をダイレクトに結び付け、新たなビジネスや対日投資の促進、また世界的に著名な文化人や政治家等の来訪による当地域の国際的な地位向上を図るとともに、ＦＢＯ事業や国際ビジネス機チャーター事業などの新しい航空系産業を創出する。
100040	動植物検疫等の２４時間３６５日化に対応するための体制整備の早期実現	-	輸入動植物の検疫は動物検疫所、植物防疫所が実施	D-1		２４時間フルオープン化に伴う恒常的な執務時間の延長要望のある主要港湾については、執務時間外に家畜防疫官及び植物防疫官を常駐させるため、当該港湾を所管する動物検疫所及び植物防疫所の増員を平成１６年度の組織定員要求において要求する等必要な体制整備等を行うこととしている。なお、平成１６年度以降、体制が整備されれば対応は可能。	貴省の回答では１６年度以降体制が整備されれば対応可能としているが、具体的な執務時間外の対応内容及び対応のスケジュールを明らかにされたい。			D-1	動植物検疫については、平成１６年１０月までには税関と同様２４時間化に向けた対応を実施することとしている。					2004010	神戸市	国際みなと経済特区	動植物検疫体制の強化・充実	国際みなと経済特区内における税関職員の執務時間外の常駐体制と同様に、動植物の検疫体制を強化、充実することを要望する。	税関職員の執務時間外の常駐体制と同様に、動物検疫所、植物防疫所の執務時間外の検疫体制を強化、充実することで、港湾物流のリードタイムを短縮し、神戸港の競争力を強化する。
100040	動植物検疫等の２４時間３６５日化に対応するための体制整備の早期実現	-	輸入動植物の検疫は動物検疫所、植物防疫所が実施	D-1		２４時間フルオープン化に伴う恒常的な執務時間の延長要望のある主要港湾については、執務時間外に家畜防疫官及び植物防疫官を常駐させるため、当該港湾を所管する動物検疫所及び植物防疫所の増員を平成１６年度の組織定員要求において要求する等必要な体制整備等を行うこととしている。なお、平成１６年度以降、体制が整備されれば対応は可能。	貴省の回答では１６年度以降体制が整備されれば対応可能としているが、具体的な執務時間外の対応内容及び対応のスケジュールを明らかにし、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市が要望している、動植物検疫の体制強化について、「平成16年度以降、体制が整備されれば対応は可能。」とされており、本市におきましても、来年度、夜間対応型の検疫検査施設整備の準備を進めております。つきましては、夜間時検査対応等の具体的要望に対する実現の時期・内容についてご教示願います。 ■要望内容 ・コンテナターミナルオープン時間や税関の執務時間外常駐体制に対応した、検疫体制の確立・拡充。		D-1	動植物検疫については、平成１６年１０月までには税関と同様２４時間化に向けた対応を実施することとしている。					2016060	横浜市	国際物流特区	輸入動植物検疫のフルオープン化	事前の検査要請によるのではなく、また、コンテナターミナルオープン時間や横浜市『国際物流特区』において実現している通関における税関職員の常駐時間と合わせて執務時間外に検疫検査官が常駐すると、執務時間内と同様に通関と検疫が一体的に処理できる検疫体制の確立・拡充を要望します。	コンテナターミナルや通関とともに、検疫についても執務時間外の検査体制を確立・拡充し、特別に申請等の手続きを要することなく、執務時間外において通関と一体的に輸入に係る手続き・検査を行うことで、リードタイムの短縮を中心とした港湾サービスの向上を図り、横浜港の利用と港湾取扱貨物の増加を促進します。
100040	動植物検疫等の２４時間３６５日化に対応するための体制整備の早期実現	-	輸入動植物の検疫は動物検疫所、植物防疫所が実施	D-1		２４時間フルオープン化に伴う恒常的な執務時間の延長要望のある主要港湾については、執務時間外に家畜防疫官及び植物防疫官を常駐させるため、当該港湾を所管する動物検疫所及び植物防疫所の増員を平成１６年度の組織定員要求において要求する等必要な体制整備等を行うこととしている。なお、平成１６年度以降、体制が整備されれば対応は可能。	貴省の回答では１７年度以降体制が整備されれば対応可能としているが、具体的な執務時間外の対応内容及び対応のスケジュールを明らかにし、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	増員がなされれば体制整備を行うとのことだが、増員がなされない場合に業務の一部アウトソーシング化などにより体制整備を行うことはできないか、検討願いたい。		D-1	動植物検疫については、平成１６年１０月までには税関と同様２４時間化に向けた対応を実施することとしている。					2017010	東京都	国際港湾特区	動植物検疫の２４時間・３６５日化	動植物検疫所において、税関の執務時間延長措置（平日17時～21時及び土日祝日8時30分～17時に職員を配置）に対応する形で体制整備を行う。	税関・検疫一体となった体制整備を行うことにより、引取りを急く貨物のリードタイムを短縮、荷主のニーズに応える。
100050	輸入動植物検疫業務の体制強化・迅速化	-	輸入動植物の検疫は動物検疫所、植物防疫所が実施	D-1		輸入動植物類の申請については電算化を進め手続きの迅速化を図ると伴に、動植物時間内においては申請後、輸入者による検査体制が整えば、速やかに検査を実施している。 なお、現在は、基本的に時間外、土日祝祭日の恒常的な業務を実施していないことから、恒常的な執務時間の延長要望のある主要港湾については、税関と連携した実施体制を実現するため、当該港湾を所管する動物検疫所及び植物防疫所の増員を平成１６年度の組織定員要求において要求する等、速やかな検査に必要な体制整備等を行うこととしている。	貴省の回答では、速やかな検査に必要な体制整備を行うこととされているが、検査官の増員やシステムの改善等具体的な体制整備の内容及びスケジュールを明らかにし、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市が要望している、動植物検疫の体制強化について、「平成16年度の組織定員要求において要求する等、速やかな検査に必要な体制整備を行う」とされておりますが、具体的要望に対する実現の時期・内容についてご教示願います。 ■要望内容 ・体制強化による、申請日当日検査の実現（現状では、申請後、翌日の検査実施となっている） ・検査実施後、速やかに検査結果を出せるようなシステムの改善		D-1	動植物検疫については平成１６年１０月までには税関と同様２４時間化に向けた対応を実施することとしている。なお、ご指摘の「申請後翌日検査」については、現在でも、入港当日に検査申請がされ、輸入者側の検査準備が整えば当日中に検査を実施している。 また、検査結果の通知についても、輸入者の要望があれば、検査現場で検査後直ちに、植物防疫官が植物防疫所に連絡し、輸入者に合格等の通知がされている。					2016070	横浜市	国際物流特区	輸入動植物検疫業務の体制強化・迅速化	検査体制について、検査官の増員やシステムの改善等により、輸入動植物の到着即日に検査を行うなど迅速な検疫業務を行える体制の整備の早期実現を要望します。 （具体例） ■申請手続き後、即座に検査が実施される検査体制の整備 ■植物検疫において、検査終了後に輸入者へ即座に検査結果を通知するシステムの整備 （動物検疫において、既に導入されている携帯端末による検査結果通知システムの導入など）	手続きの簡素化・迅速化に係る既存制度に加え、検査における検査官の増員などにより、輸入動植物の到着即日に検査を実施するなど検査の迅速化を図ることで、通関と合わせて手続きに係る時間を短縮します。

農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	関連法令等	制度の現状	提案の分類	提案内容	提案主体の意見	構造改革特区における特例措置	提案主体からの意見	提案主体意見　その他	「提案の内容」が「新」の法人番号	「提案の内容」が「拡」の法人番号	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「提案の内容」が「新」の法人番号	「提案の内容」が「拡」の法人番号	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
100060	通関の手続・検査と他法令の手続・検査についての迅速・同時一体的な業務処理の実現	-	輸入動植物の検疫は動物検疫所、植物防疫所が実施	D-1		２４時間フルオープン化に伴う恒常的な執務時間の延長要望のある主要港湾については、税関と連携した実施体制を実現するため、当該港湾を所管する動物検疫所及び植物防疫所の増員を平成１６年度の組織定員要求において要求する等必要な体制整備等を行うこととしている。なお、平成１６年度以降、税関とも連携した体制が整備されれば対応は可能。	貴省の回答では、平成１６年度以降税関と共に連携した体制が整備されれば可能とされているが、提案は実現されるものと解して良いか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市が要望している、通関手続と動植物検疫の連携した実施体制の実現について、「平成16年度以降、税関とも連携した体制が整備されれば対応は可能」とされておりますが、具体的要望に対する実現の時期・内容についてご教示願います。 ■要望内容 ・通関と検疫手続については一部、ＥＤＩ申請による手続の連携が図られておりますが、実際の輸入手続に関する書類審査・検査等は各官庁それぞれ、個別に手続を行わなければならず、リードタイム短縮を実現する上で大きな課題になっております。書類手続・輸入検査等にかかる、手続の連携を強化し迅速な輸入手続の実現を要望します。		D-1		動植物検疫については、平成１６年１０月までには税関と同様２４時間化に向けた対応を実施することとしている。なお、輸入手続業務の簡素化・迅速化については、検査に必要な申請手続等について電算化を進めているところである。また、平成９年度から、通関手続や食品衛生関連手続の各電算処理システムとのインターフェース化により、情報を相互に送信、共有することで、手続の同時並行処理を実施している。更に、平成１５年７月からは、１回の入力・送信で、必要な輸出入・港湾関連手続ができるワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現したところである。今後とも各種手続項目の必要性を逐次検討し、共通項目、手続の流れなど見直しが必要なものについては、利用者の意見を反映させながら、関係府省との緊密な連携、協力のもとに適宜措置していくこととしている。					2016100	横浜市	国際物流特区	通関の手続・検査と他法令の手続・検査についての迅速・同時一体的な業務処理	通関の手続・検査において、動植物検疫等の他法令の手続・検査と連携した実施体制の実現	通関手続・検疫手続において、担当機関の間で業務手順の調整や業務連携の強化を図り、各々の手続が最短時間で同時一体的に完了する業務方法・体制を実現すること。
100070	ポテトチップ加工用馬鈴薯の期間数量限定での輸入の容認	植物防疫法（昭和２５年法律第１５１号）第７条、第８条 植物防疫法施行規則（昭和２５年農林省令第７３号）第９条、第１４条、第１５条、別表２	輸入禁止対象病害虫の発生地域から発送された馬鈴薯は、輸入を禁止している。それ以外の地域から発送された馬鈴薯は、我が国の隔離ほ場において隔離栽培を実施し、検疫有害動植物の付着がないもののみ輸入することができる。	C		構造改革特区第３次提案（管理コード１００１７０）での再検討要請に対する当省回答を踏まえて提案であると理解するが、当省回答にあるとおり、当省では、ばれいしょに対する病害虫の侵入防止技術技術の確立は極めて困難であると理解しており、我が国未発生病害虫の侵入を防止する観点から、技術確立がなされていない段階で本要請を構造改革特区として採用することは不適当と考えている。 このため、輸出国側と連携し、具体的な病害虫の侵入防止策をご提案頂ければ、構造改革特区要望にかかわらず、その内容について検討することとしたい。 （参考・・・構造改革特区第３次提案における再検討に対する回答） ばれいしょについては、加工用に輸入する場合であっても、我が国で未発生の病害虫が付着していれば、輸入港、国内輸送、加工工場周辺の各流通段階において病害虫が分散する恐れがある。 特にばれいしょに甚大な被害を与える線虫、糸状菌などの中には、土壌中に３０年以上潜伏するものや、他の野菜類にも被害を及ぼすものもある。このため、海外から我が国未発生の病害虫が侵入した場合、（１）ばれいしょのみならず他の野菜類に対しても甚大な被害を与えるおそれがあること、（２）根絶が困難なこと、（３）防除方法が確立していないこと、から我が国の農業生産に重大な支障が生じることとなる。 したがって、（１）生産国（輸出国）植物検疫機関との技術的な検討を踏まえた輸出国側のほ場検査、生産物検査等の植物検疫措置、（２）我が国への輸入時における隔離検疫に代わる迅速な病害虫の検査技術、（３）輸送方法、加工施設の要件、加工工程、排水・残渣処理等における病害虫の分散防止技術などを検討し、適切な病害虫の侵入防止技術を確立する必要がある。しかしながら、これらの技術確立は極めて困難であるため、本提案を採用した場合には、我が国未発生病害虫が侵入するおそれが高いことから、本要請の採用は不適当。													3035010	日本ポテトチップ協会	加工用生馬鈴薯輸入ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ	ポテトチップ加工用馬鈴薯の期間数量限定での輸入	現在、実質上輸入できない加工用の生馬鈴薯について期間や数量、方法など限定して輸入を可能とする。	生馬鈴薯を加工するポテトチップ事業は、現状実質的に輸入が不可能であるために、国産の馬鈴薯が不作であったり、品質の低下が著しい年度において、新製品の発売を中止したり、既存販売品の一時販売休止などを行っている。この状況を限定的に輸入を解禁することにより、通年安定供給や新しい提案を積極的に行い事業の拡大をめざしたい。
100080	補助金活用施設の処分の弾力化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	D-1		提案は、財産処分の具体的な内容が不明であるが、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、申請に基づき個別の事案毎に審査を行うこととしており、一般的に財産を当初の補助目的どおりに使用し効果が継続して達成できるということであれば、現状でも補助金を返還せず改修等をすることは可能と考えます。													1137010	松本市	補助金活用施設の処分の弾力化	補助金活用施設の処分の弾力化	補助金活用施設の改修、整備にあたり、既存施設の現況以上の有効活用を図るために、当初の補助目的や効果が継続して達成できる後利用計画を明確にすることを条件に、適化法に定める期限内であっても、補助金を返還せずに、改修、整備ができる特区を提案します。	当施設を改修し、低コストな堆肥化施設を再編し、実現として稼動できなかった当施設を有効活用します。 これにより、安価な良質堆肥の製造と農地への還元が可能になり、有機資源の循環サイクルの構築と規模等の公害防止、及び畜産業の持続的発展に役立ちます。
100090	一般法人の農業参入支援の容認	○農業経営総合対策実施要領（平成１４年３月２９日１３経営第６２７号農林水産事務次官依命通知）別表４ ○生産調整総合対策事業実施要領（平成１４年４月１日付け１３生産第１０１９８号農林水産事務次官依命通知）別表第１ ほか	経営構造対策事業等は、地域農業の担い手となる経営体の育成及び確保等を図ることを目的として、市町村、農協、第３セクター、農業者の組織する団体等、ＰＦＩ事業者等の公共的団体としているところである。 特区計画の認定を受けた特定事業の事業主体であっても、農家３戸以上の共同利用形態である「農業者等の組織する団体」としての法人又は任意組合等と認められる場合は対象とすることが可能である。 ただし、上記以外の一般法人は、市町村等の公共的団体とは性格が異なっており、事業実施主体として補助対象とすることは、適当でない。また、このような提案は、「単なる税財政措置の優遇を求めるもの」であり、構造改革特区制度の趣旨に沿わないものと考える。	C		経営構造対策事業等は、農家の共同利用施設の整備等を通じて地域農業の担い手となる経営体の育成を推進しているところであり、この観点から、本事業の事業実施主体は、市町村、農協、第３セクター、農業者等の組織する団体、ＰＦＩ事業者等の公共的団体としているところである。 特区計画の認定を受けた特定事業の事業主体であっても、農家３戸以上の共同利用形態である「農業者等の組織する団体」としての法人又は任意組合等と認められる場合は対象とすることが可能である。 ただし、上記以外の一般法人は、市町村等の公共的団体とは性格が異なっており、事業実施主体として補助対象とすることは、適当でない。また、このような提案は、「単なる税財政措置の優遇を求めるもの」であり、構造改革特区制度の趣旨に沿わないものと考える。	貴省の回答では、「特区計画の認定を受けた特定事業の事業主体であっても、農家３戸以上の共同利用形態である「農業者等の組織する団体」としての法人又は任意組合等と認められる場合は対象とすることが可能」とあるが、２戸の農家と特定法人が任意団体等を組織した場合、経営構造対策事業等の対象とすることが可能であると解して良いか。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	構造改革特区においては、農業の担い手の不足している地域及び遊休荒廃地の活用が必要な地域での多様な担い手として一般法人の農業参入を目的としており、特区認定を受け建設業者等の一般法人は、重要な定期の地域の担い手と認められているものである。農業関係補助事業については、農業団体等の団体や農業法人、任意団体などが事業主体として認められているところであり、地域において同様な役割をもつ特区参入の一般法人が事業主体と認められないことは、特区の目的を否定するものと考える。今回の提案は「単なる租税措置の優遇を求めているもの」と判断される国の認識を疑うものである。		C又は D-1		農業経営総合対策実施要領（平成１４年３月２９日付け農林水産事務次官依命通知）別表４において規定されている経営構造対策事業の事業実施主体である「農業者等の組織する団体」については、従来から「農家３戸以上で構成されている場合であって、当該農家が全体の出資又は構成員数の過半を占め、かつ、これらの者が団体の事業活動を実質的に支配すると認められるもの。」という要件を満たす任意組合や農業法人（農業生産法人を含む）等と解しているところである。 また、上記の構成員要件である「農家３戸以上」の「農家」については、農林業センサス等の統計上の取扱いに準ずる農家の他に地方公共団体、農協、農業法人（その出資構成等から判断して、「農家」がその事業活動を実質的に支配しているものに限る。）等を含めることができることとするとともに、農業法人を含める場合にあっては、その法人の構成農家全体を「農業者等の組織する団体」の構成員たる「農家数」に含めることができることとして取り扱っているところである。特定法人については、このような従来からの運用に即して「農業法人」として他の農業を行う法人一般と同様に取り扱うものであり、構造改革特区推進室から示された、２戸の農家と特定法人が「農業者等の組織する団体」を組織するケースについては、その構成員の状況だいで、事業主体として認められる場合もあれば、認められない場合もある。（その他関係補助事業についても同様の取扱い。）					1039010	長野県	一般法人の農業参入支援特区	一般法人の農業参入支援特区	農林水産省関係補助事業について一般法人等を事業主体とする対象の拡大	・特例１００１または１００２により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例１００１または１００２により特区申請を行う区域において、特定事業を実施する事業主体については、農林水産省関係補助事業の事業対象とする。
100100	農業関係制度資金融資の円滑化	農業近代化資金助成法第２条 農業信用保証保険法第２条	農業近代化資金助成法第２条＆農業協同組合等の融資機関が融資を行う農業者等として①農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者②農業協同組合③農業協同組合連合会④①～③に規ける者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるものと定義づけている。	D-1		Ｄ－１：現行の規定により対応可能 ○新規に参入する法人であっても、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより現行制度での貸付は可能である。農業近代化資金の貸付対象者は、施策の集中化・重点化を図るため、地域農業の担い手である認定農業者等を対象としているところであり、新規に参入する法人についても、政策効果及び保護確実性を担保する観点から認定農業者を対象としている。したがって、特区で新規に農業に参入する一般法人（特定法人）であっても地域農業の担い手と認められない認定農業者以外の者を対象とすることはできない。 ○農業経営改善計画の認定を市町村に申請できる者は、当該市町村の区域内において「農業経営を営み、又は営もうとする者」であり、法人も含まれ、また、構造改革特別区域内において農業参入する特定法人も除外した形とはなっていない（農業経営基盤強化促進法第12条第１項）。 ○したがって、特定法人は、農業経営改善計画を作成して市町村に対して提出することが可能であり、さらに、当該計画が市町村の一定の基準（農業経営基盤強化促進法第12条第４項、農業経営基盤強化促進法施行規則第14条）に合致するものと認定された場合には、当該特定法人は認定農業者となることができる。（ただし、1002の特例事業を行おうとする法人については、自らは「農業経営を営み、又は営もうとする者」には該当しないため、農業経営改善計画の認定を受けることができない。）	1001の特例事業を行おうとする法人は、認定農業者となることが可能なのか。また、一般の農業者と同様に認定農業者になれば、提案者の提案内容は実現可能と解して良いか。 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	特区により農業参入した建設業者等の一般法人は、一般的な認定要件により認定農業者と認められないと判断されます。（全国の都道府県において認定農業者に認定されている事例があれば示していただきたい。） 構造改革特区においては、農業の担い手の不足している地域及び遊休荒廃地の活用が必要な地域での多様な担い手として一般法人の農業参入を目的としており、特区認定を受け建設業者等の一般法人は、重要な定期の地域の担い手と認められているものである。農業関係融資事業については、農業団体等の団体や農業法人、任意団体などが事業主体として認められているところであり、特区参入の一般法人が農業関係融資事業の対象と認められないことは、特区制度で参入した一般法人を地域農業の担い手と認めていないことであり、国の見解に疑問をもつ。今回Ｄ－１と見解をしめされたことは、このことを含めての見解であるのか回答をいただきたい。				・新規に参入する法人であっても、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより、現行制度での貸付は可能である。 ・農業経営基盤強化促進法第12条第１項では、農業経営を営みつつ営もうとする者は、認定を受けることができると規定しており、構造改革特別区域内において農業に参入する特定法人を除外したものとはなっていない。 したがって、特区により農業参入した建設業者等の一般法人であっても、当該法人が行う農業部門とその他の事業部門とを明確に区分した上で、農業部門の経営の規模拡大等に関する農業経営改善計画を作成し、市町村に提出した場合において、市町村がその農業経営改善計画は基本構想に照らし適切なものであること等の基準に合致し、基本構想において目指そうとする地域農業の将来像に照らして育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行うことを目指したものであると判断するのであれば、認定を受けることは可能な法制度となっている。 なお、現時点では、特区参入した特定法人の農業経営改善計画の認定実績については把握していない。					1040010	長野県	農業関係制度資金融資円滑化特区	農業関係制度資金融資円滑化特区	農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の農業者等の定義の緩和により、特区により農業参入する一般法人等を農業制度資金貸付対象に要件拡大する。	・農業近代化資金助成法の第２条　定義及び農業信用保険法第２条の定義の農業者等に特例１００１または１００２の特区認定を受けた市町村の事業実施主体の一般法人等及び、令後１００１及び１００２を申請する市町村において特定事業主体となる一般法人等を含める。
100110	市町村が地役権を取得する場合の農地法の許可の特例	農地法第３条第１項	市町村による農地の使用収益権の取得については、都道府県知事の許可が必要である。	D-1		本提案に係る権利は、市町村が水田を使用及び収益する権利とは言えないと考える。 したがって、このような権利の設定は、農地法３条の権利移動制限が課される使用及び収益権に該当せず、同法第３条の許可を得る必要はない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	当方の提案に対して、「提案に係る権利は市町村が水田を使用及び収益する権利とは言えず、農地法第３条の許可を得る必要はない」という回答であった。当方の示した提案は、「通常は所有者に農地として利用してもらい、洪水時に水を溜めることを認めてもらうために権利等の設定をする」ということである。同様の例は、既に国や都道府県が主体となり施行されている地域もあるが、大規模な事業ばかりである。農地法第３条第３号では、国や都道府県の場合は許可不要となっており市町村に関する記述がない。①市町村がこういった事業を実施する場合に規制される他の法令はないのか。②また、これらの事業は使用や収益に該当しないのか。③逆に、水田を使用及び収益する場合の権利というのは具体的にどういった場合を指すのか。④権利設定が必要でないなら、事業を実施する場合は入水後の被災作物等の所得補償のみで良いということか。以上４点について、貴省の回答内容では理解し難い部分が多いためご教示いただきたい。		D-1		提案主体の意見①については、他の法令については、提案の詳細な内容が不明なため該当するかどうかは分からないが、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則についての適用はない。 ②及び③については、他の同様の例について詳細を把握しないまま一律に判断することはできないが、提案主体が行うとしている事業のように、通常は水田として利用している土地の所有者に対し、洪水時における雨水等の水田への流入を受忍してもらい、その場合の補償を行うという内容だけであれば、一般的には使用及び収益を目的とした権利の設定には当たらないと考える。一方で、例えば、市町村等が水田を貯水池等に転換して利用しようとする場合には、使用及び収益を目的とした権利の設定に該当すると考える。 ④については、地権者と行政との間の契約の内容如何によると考えられる。					1047010	春日町	はるひ田園遊水地機能活用特区構想	地役権の設定について、市町村も農業委員会の許可不要とすること。	市町村においても地役権等の権利設定ができるようにして欲しい。	近年、春日町は、突発的な豪雨や短時間の降雨でも局地的に床下浸水等の被害が発生するようになった。その中でも特に、恒常的に冠水する地区（「本地区」という。）の住民からは本要回止対策を強く要望されている。本地区の排水は、各流域市西区を通過して大堀川へ排出されるが、その吃水が遅れており、水堀川の流入元である新川の水位が上昇して本堀川の排水機場の運転が停止した場合、排水機能は失われた本地区の冠水が増す原因となる。また、春日町の地形が北から南へ西から東へ傾斜しており、低地である本地区への圧水を重ねしている。水害防止の対策として、排水路及び排水機場の再整備が考えられる。この整備に伴い、新たにしては遊水機能の活用を行い、水田の持つ排水貯留機能を活用した遊水地対策を実施する。遊水地を造ったり、浸水時にも冬活動ことにより、本地区内の冠水は減少すると考えられる。通常は、所有者に農地として利用してもらうため、「地役権補償」を行って、浸水時に水を溜めることを認めてもらう必要がある。その対策を行うことの課題は、個人が所有する水田への地役権設定が、農地法第３条第２項では「国や都道府県が実施する場合」は許可が不要と規定されているため、市町村でも許可が不要となるようにすることである。					1059030	藤里町	世界自然遺産白神山地の郷藤里ふるさとづくり自然・農林業体験特区	体験学習に用いるための農地の民間企業への直接貸付	農家と民間企業との農地の直接貸付に係る法令の緩和	農家より直接貸付された農地での農業体験と自然体験を、長期滞在型のエコ・ツーリズムとして提供する。
100120	体験学習に用いるための農地の民間企業への直接貸付の容認	農地法第２条第７項、第３条第２項	法人による農地の権利取得は、原則として、その主たる事業が農業であることと等の一定の要件を満たした農業生産法人に限り認められており、また、構造改革特区においては、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得は、地方公共団体等からの貸付けに限定されている。	C		農家等の個人が農業生産法人の要件を満たさない民間企業に対し直接農地を貸し付けることは、その貸し付けた農地が適正に耕作の事業に供されなかった場合等において、賃貸借契約を解除するといった是正措置を確実に講じさせることが担保できなくなる。このため、農地の適正かつ効率的な利用を確保する観点からは、特区制度において講じた地方公共団体又は農地保有合理化法人からの農地の貸付けによる手法が適当であり、提案内容は、この特区制度の活用により実現可能である。													1059030	藤里町	世界自然遺産白神山地の郷藤里ふるさとづくり自然・農林業体験特区	体験学習に用いるための農地の民間企業への直接貸付	農家と民間企業との農地の直接貸付に係る法令の緩和	農家より直接貸付された農地での農業体験と自然体験を、長期滞在型のエコ・ツーリズムとして提供する。

農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	関連法令等	制度の現状	提案の分類	提案内容	提案の分類	提案主体からの意見	各府省庁からの調整に対する提案改革検討期間	提案主体意見　その他	「現状の取り扱いの主な違い」	「提案の内容が実現した場合に支障が生じる恐れがある事項」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの調整に対する提案改革検討期間	「現状の取り扱いの主な違い」	「提案の内容が実現した場合に支障が生じる恐れがある事項」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
100130	農家資格のない都市住民（個人）による農地賃借の容認	農地法第３条第１項及び第２項 農業経営基盤強化促進法第１８条第３項	農地の権利移動に係る許可については、取得後における耕作の事業に供する面積等に関して一定の要件が設けられている。　また、利用権設定等促進事業による利用権の設定を受けることができる者の要件については、市町村が地域の実情を踏まえながら、その特性に即して基本構想で定めることとなっている。この場合、①農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業をおこなうこと②必要な農作業に常時従事すること③利用権の設定を受ける農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことの３つの要件は最低限備えていなければならない。	Ｄ－２及びＤ－１		都市住民等農業者以外の者が小面積の農地を営利以外の目的で利用したいというニーズについては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により、農地法の許可を受けることなく、地方公共団体又は農協から一定の条件の下で農地を借り受けることが可能であり、構造改革特区においては、この特定農地貸付けの特例として、地方公共団体及び農協以外の農家等が直接に都市住民等に農地を貸し付けることが可能となっている。 　また、都市住民等の現に農地の権利を有しない者による農地の権利取得については、農地法の構造改革特別区域法による規制の特例として、原則50ａとされている下限面積の要件について、10ａ限度として弾力的に引き下げることを可能とする緩和措置を講じているところであり、これにより都市住民等であっても、農地法の許可を得て、個人間の契約による農地の賃し借りを行うことが可能であり、この特例措置を活用することで提案内容は実現できる。 　さらに、利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けることのできる者は基盤法の３つの要件を満たすとともに、市町村が地域の実情を踏まえながらその特性に即して基本構想で定めることとなっている。よって、新規参入については、市町村が独自にこれを阻害する要件を設定していなければ、現行制度により対応可能である。	提案者の提案内容は、小規模な農地を所有者が直接非農家へ賃借するというものであるが、実現可能と解して良いか。		Ｄ－２及びＤ－１		既に回答したとおり、構造改革特区法による特定農地貸付けに関する農地法の特例により実現可能である。	提案主体は、特区制度の特例措置の内容について十分承知しており、市民農園のように、不特定の者を対象にその利用者を募るのではなく、農地所有者が、３００坪以下、30年以下等の条件で、特定の者だけに直接に農地を貸すことを念頭に置いていると考えられるが、このような場合であっても、特定農地貸付けに係る特区制度を活用することは可能か。	Ｄ－２及びＤ－１		特定農地貸付法は、レクレーション目的にも農地を利用したいとする都市住民等の強いニーズに対応するため、本来の産業としての農地利用に悪影響を及ぼさないことが明らかである場合（地方公共団体又は農業協同組合が小面積の農地を短期間かつ定型的な条件で貸し付ける場合）に限って、極めて例外的に農地法第３条の規定を除外する制度である。 　ご提案の、「特定の者だけに直接に農地を貸すこと」については、法第２条第２項第１号の「相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること」に合致せず認められない。これは、特定農地貸付けが、上記の理由から、広く一般に農地を利用してもらうという趣旨のものであることによるものである。 　なお、「３０坪以下」とする貸付期間については、法第２条第２項第３号及び施行令第２条に於いて「５年以内」と定められているものの、更新に係る制限は設けられていないため、更新を行うことは可能である。 　しかし、特定農地貸付制度が、農地法本体の規制のあり方と表裏一体の関係にあることから、特定農地貸付けの期間を長期化し、農家以外の者に本格的な農業に極めて近い形の農地利用を認めることは、効率的かつ安定的な農業経営に農地利用を集積していくという構造改革の目指す方向に逆行することにもなり、適当ではないと考えられる。 　また、構造改革特別区域法による特例についても、期限主体の拡大は認めるものの、特定農地貸付法の規定はそのまま適用されるものである。	1104010	小田原市	土に親しむ観光農業特区	農家資格のない都市住民（個人）による農地賃借	農地を一定の条件下で誰でも賃借可能とする。	荒廃農地の解消を図るため、個人レベルでの賃貸借を可能にし、小規模な農地でも都市住民が参入できるようにする。
100130	農家資格のない都市住民（個人）による農地賃借の容認	農地法第５条	農地を転用する目的で借り受ける場合には、農地法第５条第１項の規定に基づく許可が必要である。	Ｄ－１		農業公共投資の対象となった農地など優良農地以外の農地で簡易宿泊施設等を建設する場合は、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられている等所要の要件を満たす場合は許可が可能であり、提案の趣旨は実現できる。	提案者の提案内容は実現可能と解して良いか。		Ｄ－１		農業公共投資の対象となった農地など優良農地以外の農地で簡易宿泊施設等を建設する場合は、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられている等所要の要件を満たす場合は許可が可能であり、提案の趣旨は実現できる。							1104010	小田原市	土に親しむ観光農業特区	農家資格のない都市住民（個人）による農地賃借	農地を一定の条件下で誰でも賃借可能とする。	荒廃農地の解消を図るため、個人レベルでの賃貸借を可能にし、小規模な農地でも都市住民が参入できるようにする。
100140	農地集団化に関する権利移動の制限の撤廃	農地法第３条第１項及び第２項	農地の権利取得については、取得後における耕作の事業に供する面積等に関して一定の要件が設けられている。	Ｄ－１		市町村が担い手への農地の利用集積を図るために作成する農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により権利を移転する場合や、農業振興地域の整備に関する法律等に基づく交換分合は、農地法第３条の許可を要しないこととなっており、また、農地法第３条の要件のうちの下限面積要件については、農業委員会のあっせんに基づく交換による場合には適用されないことから、農地の集団化等を図るための農地の交換については、地域の実情等に応じ、これらの制度を活用することで実現可能である。 　なお、下限面積要件については、構造改革特別区域法による規制の特例として、10アール限度として弾力的に引き下げることを可能とする緩和措置を講じているところであり、地方公共団体が遊休農地が相当程度存在する等と認めた区域において、農地の有効利用を図ろうとする場合にあっては、この特区制度による要件緩和措置を活用することも可能である。	提案は、離農・不在等により引き続き農地法３条第１項の要件を満たさない者も農地の交換に参加できるようにしたいとの提案であるが、実施可能と解してよろしいか。		Ｄ－１		交換分合によって権利を移転する場合は、農地法第３条第２項各号の要件を満たさない場合であっても、実現することが可能である。							1110010	柏市、有限会社 柏みらい農場、有限会社農業生産法人・利根ファーム	都市型農業活性化促進特区	農地集団化に関する権利移動の制限の撤廃	・特区計画地区は３０年間に亘って耕作放棄地となっていた農用地であり、地権者の理解が得られ農場として利用していくことになったが、土地の権利関係が複雑に入り組んでいることから、効率的な農場経営のため、土地交換による農地の集団化が必要となっている。 ・しかしながら、地権者が高齢化等により離農している者も多く、農地法３条１項の要件を満たさない者が大勢いる。 ・このような地域の実情に鑑み、農用地の耕作放棄地解消のため、農地法の枠を超えた対応が必須であることから、特区において認定農業者が農業の担い手として営農を行う場合に限り、地権者が農地法の要件を満たさない場合であっても土地交換が可能となるよう規制の特例を導入する。	・農業法人が行う事業計画案は、全国的な傾向でもある農業の担い手不足に対応すべく農地利用集積を進め、収益性の高い大規模区画の圃場の経営を目指している。また，土地交換ができることにより国土交通省が進めている田中調節地越流堤の移設計画についても進展が図られる。 ・同地が優良な農場として活用されることは，農業者の研修の場，農業後継者の育成につながり都市型農業の師表となる。
100150	農・林業改良普及事務の市町村への権限移譲		協同農業普及事業及び林業普及指導事業については、農・林業者が農・林業経営及び農山村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用できるように、国と都道府県が協同して実施していること	Ｅ		・協同農業普及事業及び林業普及指導事業については、農・林業者が農・林業経営及び農山村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用できるように、国と都道府県が協同して実施しているものである。 ・農業改良助長法第１３条第３項において、都道府県以外の団体によって支持されている普及事業を妨げるものではないことが明記されており、市町村が独自の普及事業に取り組むことは現行の枠組みでも、もとより可能である。林業普及指導事業についても、林業普及指導運営方針において、市町村における普及活動との連携等を掲げており、市町村が独自の普及事業に取り組むことは可能である。 ・一方、国との協同事業として全国的な見地から行っている協同農業普及事業については、一定の効率性をもって実施することが必要である。現在、徳島県においては農業条件の類似した地域を一つのまとまりとして普及事業を推進しているところであるが、これを市町村単位に分割した場合、普及組織や普及活動等の重複が生じることになり、協同農業普及事業の効率的な推進の観点から支障があると考える。 　また、林業普及指導事業については、森林を取り巻く自然条件等が類似した地域を一つのまとまりとしてとらえ、整備水準を一定以上に確保しつつ事業を推進しているところであり、この観点から市町村単位に分割することは好ましくないと考える。 ・なお、農業改良助長法第２条においては、農業に関する試験研究を助長するための資金の交付について規定している。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		Ｅ		・農業改良助長法第１３条第３項に明記されているとおり、本法は政府若しくは都道府県以外の団体が行う普及事業を妨げるものではない。即ち、普及事業は、御提案内容にあるような「都道府県固有の業務」ではなく、市町村が独自に普及事業を行うことについての規制は何ら存在しない。 ・なお、今回いただいた御意見は、普及センターの所在地が町から遠いので、普及員を町に出向させ、役場、農業、農協と連絡を密にして地域農業のコーディネートをせよとの趣旨と思われるが、こうしたことは普及活動の改善により解決可能な問題であると考えられるとから、県関係者との調整を進められたい。 ・林業普及指導事業運営方針で市町村における普及活動との連携等を掲げており、市町村が独自に普及事業を行うことを妨げる規制は何ら存在しない。 ・なお、貴見にある、林業普及員と役場、林家等が共に考え知恵を出し、地域の森林をいかに活用するかという点については、現行の体制の中で重点的に取り組むことで十分対応可能であることから、県関係者との調整を進められたい。 ・また、上記の理由から本提案の内容は、単に県から市町村への財源と人材の移譲を求めているにすぎず、規制改革により構造改革を進めようとする特区制度の趣旨にはそぐわないと考える。							1128010	上勝町	いろどりの町の農業改良と普及特区	いろどりの町の農業改良と普及特区	農業改良助長法第２条並びに第13条第１項及び第２項の規定を緩和し、都道府県固有の業務から市町村に権限委譲し、事業実施に必要な財源と人材を市町村に移管する。	農業改良助長法第２条並びに第13条第１項及び第２項の規定を緩和し、都道府県固有の業務から市町村に権限委譲し、事業実施に必要な財源と人材を市町村に移管する。
100160	卸売市場内における一般生産者及び消費者参入許可による市場取引の拡大及び新複合商業施設等の開発の容認	卸売市場法第１条、第２条、第６２条	（目的） 第１条　この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定め、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。 （定義） 第２条　この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花き その他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。 ２　この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、仲卸業者等の他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。 （売買取引の方法） 第６２条　卸売業者は、地方卸売市場において行う卸売については、都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもって定めるところに従い、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。	E		１　本件要望については、以下のとおり、その前提となる卸売市場法の規制自体が存在せず、御提案の内容は実施可能であることから、事実誤認である。 (1) 地方卸売市場の敷地を活用し、生産者が自ら生産した生鮮食料品等を消費者に直接販売することについては、卸売市場法において何ら規制されておらず、当該地方卸売市場の開設者が施設使用の問題として認めれば これを行うことは可能。 (2) また、生産者又は生産者団体が地方卸売市場において卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ）を行おうとする場合でも、卸売市場法第５９条に基づく都道府県知事の許可を受けることにより その実施は可能となっており、同法において生産者や生産者団体が地方卸売市場における卸売の業務に参入することが規制されているものではない。 (3) さらに、卸売市場法においては、地方卸売市場における卸売業務の許可を受けた者（卸売業者）から許可に係る取扱品目を買い受けることができる者の範囲について、制約はされていない。 (4) 地方卸売市場の敷地内及びその周辺において現在商業施設を整備することについては、卸売市場法において何ら規制されておらず、現にかかる形態の施設は他の都道府県において実際に整備されている。 ２　なお、「規制の特例事項の内容」に示された各条ごとの要望に対する考えフは以下のとおり。 (1) 第１条（目的）関係 いわゆる「目的規定」であり、この規定によって何らかの規制が課されている訳ではない。第１条に「販売等」を加えることが、いかなる意味で提案者の要望に合致することなるのか不明。 (2) 第２条（定義）関係 第２条の「生鮮食料品等」の定義に農畜水産物以外を追加することは、法目的に合致しないことはもとより、卸売市場法が規制されることからすれば、規制範囲の拡大につながるため、適当とは考えられない。 (3) 第６２条（売買取引の方法）関係 通常の商取引の現状からすれば「せり若しくは入札又は相対取引」以外の取引方法は現実に想定され得ない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		E		卸売市場法は取引に関する規制法であり規制は現に存在するのではなかろうか。この提案は事実誤認ではなく現行法において実施可能とおよそ見解が営まと考えられる。販売の意味不明ついては法律に生産流通のみ記載されており販売が記されていないから入れてしかるべきと思われる。農畜水産物にそれらの加工品も含めてもよかろうと思える。拡大解釈も規制緩和の一種と理解することも必要であろう。さらにＩＴＴの時代２１世紀型市場運営を思考するときインターネット取引形態などの導入を企図した思考は当然必要不可欠であろう。	現実に特区構想を実現する場合、既存の現状と競争関係になりその調整が非常に困難である。そのあたりのフィールドの基盤整備も官部の方で力を注いでいただきたい。							3010010	特定非営利活動法人「経済活力あるまちづくりｉｎつくしま福島」設立準備委員	自然環境特別区域内における大規模物流基地及び新複合商業施設の開発	卸売市場法第１条目的の緩和 第２条定義の緩和 第６２条　売買取引の方法の緩和。	卸売市場法 第１条の緩和　目的に販売等も加味してほしい。 第２条の緩和　定義に農畜水産物以外も加味してもらいたい。 第６２条　売買取引の方法についてせり売買若しくは入札の方法又は相対取引以外の方法も認めてほしい。	市場内における一般生産者及び消費者参入許可による市場取引の拡大及び新複合商業施設の開発
100170	農業生産法人の事業要件の範囲の拡大	農地法第２条第７項第１号及び第３条第２項第２号の２	農業生産法人の行う事業は、主たる事業が農業及び農業に関連する事業でなければならない。	C		農業関連事業を無制に拡大したり、農業生産法人の事業要件を撤廃することは、その法人が行う農業と関連性を有さない事業が法人経営に与える影響が増大し、法人の農業経営の安定性を損ないかねあることから、認められない。 　なお、提案に係る事業計画に記載されている、花卉の生産・直売、牧場の経営、体験園場・展示園・苗圃施設の設置運営は農業に、また、農畜産物の加工や農業生産に必要な資材の製造は、農業関連事業に該当すると考える。	本提案は、経営の多角化により、付加価値の高い農業を実践することで生産性を高め自立の道を可能としたいとしており、一概に法人の農業経営の安定性を損なうおそれがあるとは言えないと考えられる。特区において要望を実現できない点具体的に検討し、回答されたい。 また、右「具体的事業の実施内容」の 1）～4）の何が農業・農業関連事業に当たるのか回答されたい。		C又はＤ－１		経営の多角化がその法人の農業経営にどのような影響を与えるかについては一概に判断できないものであるが、少なくとも、多角化の一環として展開する農業以外の事業がその農業との関連性を有し、農業生産の安定発展に役立つ点が認められるものでなければ、付加価値の高い農業や生産性の高い農業の実現に結びつくとは言い難く、単に農業経営に与える影響について一概に判断できないということだけの理由で要件を撤廃することは、適当ではないと考える。 　なお、農業又は関連事業のいずれに該当するかについては、1)のうち、花卉等を販売するための展示施設や販売に際しての説明部門の設置、2)のうち、法人の場で農作業を体験させたり、花卉等の販売促進のためにガーデニング文化の普及等をすること、3)のうち観光事業として行う体験農業については、農業の範疇で行うことができる。また、3)のうち、生産した農産物を提供する飲食店、4)のうち法人の農業生産に伴う家畜の糞尿や野菜の残さを活用した堆肥の生産やエネルギーの発生・利用等については、関連事業の範疇で行うことができる。							3097010	農業生産法人有限会社牧家、株式会社アレフ	恵庭エコプロジェクト・恵庭ガーデン計画	農業生産法人の事業要件の範囲を拡大する	農業生産法人が所有する農地及び農地と隣接する敷地内で農業景観を最大限利用した多面的で一体的な事業の展開を農業の関連事業として認めることで、事業全体の魅力度と文化度が高まり、施設の集客力が増し事業の収益性が高まると共に永続性を確保できる 1）ガーデニング事業に伴う「モデルガーデン」と「ショップ」及び「サポートセンター」の設置 2）農業体験学習、やガーデニング文化及び環境共生型農業学習を含む教育事業 3）道来の集客を促進する宿泊、飲食を含む観光事業（畑村体験、新しい農業の体験、モデルガーデン） 4）環境事業（持続可能な農業、環境共生型農業、バイオガスプラント、水浄化循環システム、再生可能エネルギー、地熱冷暖房など）	農地と農業景観を最大限利用した多面的で一体的な事業の展開を農業の関連事業として認めることで、事業全体の魅力度と文化度が高まり、施設の集客力が増し事業の収益性が高まると共に永続性を確保できる 1）ガーデニング事業に伴う「モデルガーデン」と「ショップ」及び「サポートセンター」の設置 2）農業体験学習、やガーデニング文化及び環境共生型農業学習を含む教育事業 3）道来の集客を促進する宿泊、飲食を含む観光事業（畑村体験、新しい農業の体験、モデルガーデン） 4）環境事業（持続可能な農業、環境共生型農業、バイオガスプラント、水浄化循環システム、再生可能エネルギー、地熱冷暖房など）
100180	農用地区域除外等に関する手続きの簡素化及び農地転用の許可の権限移譲等	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第１７条農振農用地の除外に関する法律第３条、第６条第３項、第１０条第４項、第１３条第４項において準用する第８条第４項農地法第４条、第５条	農業振興地域整備計画の変更に当たっては、市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意が必要である。 　農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。また、都市計画法上、計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域内の農地転用については、市町村の農業委員会への届出制となっている。	Ｄ－１		本提案は流通・研究開発拠点として市街化を図るものであり、計画的に市街化を図る区域として、市街化区域に編入した場合には、農業振興地域・農用地区域外の土地となり、農地の転用も農業委員会への届出により可能となる。 　また、市街化調整区域内で行う場合であっても、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に定める同意基本計画に基づき、拠点地区に整備される産業業務施設、教養文化施設等又は住宅及び住宅地の用に供する場合であって周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用等に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについては、農用地区域からの除外が可能であり、農地転用についても許可が可能となるとともに、農地転用許可は面積に関係なく都道府県知事の許可であり、地方自治法第２５２条の１７の２の特例条例により市町村への許可権限の移譲は可能となる。以上のことから、要望内容は現行制度で対応が可能である。 　なお、農用地利用計画の変更に当たっての、都道府県知事の同意は優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。	地域再生の観点から、権限移譲を促進することが必要とされており、これをふまえ、提案が実現できないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。		Ｄ－１		農林水産省の回答では、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に定める同意基本計画に基づき、拠点地区に整備される産業業務施設、教養文化施設等又は住宅及び住宅地（農林水産省の通知では「配置対象施設」と総称している。）以外の用に供する場合、農用地区域からの除外及び農地転用の許可は不可能と思われる。しかし、同法第３条に規定する「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な方針」の三の１（拠点地区の性格及び機能）の中で、「商業・業務機能」や「医療・福祉機能」等の地域の特色を生かした高次都市機能も、拠点地区が有する機能とされている。つまり、同法が拠点地区への導入を目指している機能は、農林水産省の回答にある配置対象施設に限定されるものではなく、地域の特色を生かした高次都市機能も該当する。農林水産省は、配置対象施設以外の用に供する場合、同法によらない調整を行うことになることを示唆しているとも思われるが、この場合の農地転用については農地法の規定により、開発面積が４ヘクタール以下の案件は都道府県知事の許可、４ヘクタールを超える案件は農林水産大臣の許可である。このうち都道府県知事の許可権限については、地方自治法第２５２条の１７の２の特例条例により、市町村への移譲は可能であると思われるが、農林水産大臣の許可権限については、現行制度では市町村への移譲ができないと思われる。このようなことから、地方拠点法に基づく機能を有する施設設置を、拠点地区において実現するためには、本市が提案する農用地区域からの除外や農地転用の許可権限の移譲は、優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための、必要最小限の手続きであると回答していては、基本計画が現在の協議を経て平成６年に閣議決知事の承認を受けたこと、また、平成８年からの財長既定かんが排水事業（十六本環地区）において、本地区が不可避受益地に位置づけられたことは、本地区が計画的な開発を進める地区として、既に国及び県との調整をしていることを意味すると考える。よって、農林水産省の回答にある優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合は既に図られており、本市の提案する規制の特例は可能である。							1025010	前橋市	拠点地区の自立したまちづくり特区	農用地区域除外等に関する手続きの簡素化及び農地転用の許可の権限移譲等	「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（地方拠点法）に基づく拠点地区に位置づけられた前橋南部拠点地区に限って、農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）第１３条第２項の農用地利用計画の変更要件及び第１３条第４項の変更手続きに係る県知事との協議並びに同意要件（同法第８条第４項を準用するもの）を適用外とすること と併せ、農地法第４条及び第５条の農地転用許可権限を市長へ移譲し、転用要件を適用外とする。	前橋南部拠点地区約126haについては、IC活用型の流通・研究開発拠点として、計画的な市街化を図るべき区域とされている。既に置づけられた前橋南部拠点地区に限って、農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）第１３条第２項の農用地利用計画の変更要件及び第１３条第４項の変更手続きに係る県知事との協議並びに同意要件（同法第８条第４項を準用するもの）を適用外とすることと、地方拠点法の趣旨である地域の創意工夫を生かした一体的な整備促進を図ることが可能となり、活力ある産業の推進、雇用の創出など、地域経済の活性化及び都市の発展を促す。なお、当地区での成果が認められれば、全国の類似した拠点地区の整備促進に繋がるものである。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の概要	提案の分類	提案内容		提案主体意見	提案主体からの意見	提案主体意見　その他	「提案の通り」or「見直し」or「見直し不要」	「提案の通り」or「見直し」or「見直し不要」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「提案の通り」or「見直し」or「見直し不要」	「提案の通り」or「見直し」or「見直し不要」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
100190	市街化区域編入について市町村への権限移譲及び農振農用地除外の規制緩和	都市計画法第２３条 農業振興地域の整備に関する法律第６条 農地法第４条、第５条	都道府県が都市計画法に基づき市街化区域と市街化調整区域との区域区分を変更する場合は国土交通大臣の同意に当たり、国土交通大臣はあらかじめ農林水産大臣に協議が必要である。 農業振興地域の区域の変更手続きは、都道府県が市町村と協議して行う。 農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。また、市街化区域内の農地転用については市町村の農業委員会への届出制となっている。	D－1		市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更に係る国土交通大臣からの農林水産大臣への協議は、区域区分の変更が農林漁業上の土地利用及び農林漁業諸施策に直接重大な関連を有するものであることから、都市計画と農林漁業との調整が必要なものであり、この協議が整って市街化区域に編入された土地は、農業振興地域及び農用地区域外の土地となり、農地転用も届出制となる。										1051010	岩倉市	市街化区域編入区大特区	市街化区域編入について市町村への権限移譲及び農振農用地除外の規制緩和	・都市計画法の区域区分の指定について、市町村へ権限移譲 ・農振農用地除外の規制緩和	農業従事者の高齢化、後継者不足により遊休農地が増大傾向にあるが、地域農業と連携した大規模小売店舗の誘致により、農地の有効利用及び、地産地消が図られ、地元農業者の生産意欲の向上（農業の活性化）、都市の商品販売額の増大、小売吸引力の向上（商業の活性化）が期待できる。また、地域社会の高齢者、障害者、女性の雇用の場の確保が可能となる。
100200	市民農園の定義の緩和（研修目的による農産物の体験販売の許容）	特定農地貸付法第２条第２項	特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸付ける場合において、農地法の特例を認めるものである。	D－3		特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸付ける場合において、農地法の特例を認めるものであり、これらの条件の下で新規就農者が研修に利用することは可能である。 なお、販売行為については、その全てが営利目的となるわけではないことから、「構造改革特区域基本方針の一部変更について」（平成１５年７月４日閣議決定）を受けて、市民農園で生産された農作物の販売の解釈に関する通知を平成１５年度中に発出することとしている。											1085010	大分県	田園暮らし応援特区	市民農園の定義の緩和（研修目的による農産物の体験販売の許容）	就農希望者等を対象とする研修訓練の一環として供される場合は、体験販売を行っても営利目的とはみなさない。	市民農園を就農希望者等の体験販売を含む研修訓練の場として活用する。これにより、研修訓練の実施主体は、就農希望者等に対する実践的訓練研修が可能となる。また、就農希望者等も、具体的な収支見込みに基づいた就農の是非に対する判断を行うことができる。結果として、新規就農・定年帰農希望者等の円滑な就農訓練、就農後の定着が期待でき、農業の多様な担い手対策として有効である。
100210	樹園地等における住宅取得目的の第一種農地の転用許可基準の緩和	農地法第４条、第５条	農地転用許可基準上の第１種農地に区分される優良農地の転用については、原則として許可しない。ただし、集落に接続して住宅等を建設する場合等には、例外的に許可することとしている。	C		地域に居住するために必要となる住宅の建設は、農村地域の活性化等通じて地域の農業振興にも資することから、原則として転用を認めない第１種農地に区分される優良農地であっても、集落に接続する場合には例外的に許可することとしているが、集落に接続していない場合は、土地利用の混在化を招き、農業上の土地利用を確保することができなくなるため、基準を緩和することは困難である。	提案は耕作放棄や遊休農地の一部を活用しようとするものであり、一概に「集落に接続していない場合は土地利用の混在化を招き農業上の土地利用を確保することができなくなる」と言えないと考えられることから、提案が実現できないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	1　今回の提案のねらいは、過去に国営パイロット事業として整備された第一種農地であるにもかかわらず、荒廃が進み、遊休化や耕作放棄が懸念されている樹園地（ミカン・ブドウ）を念頭に、住宅取得により定住する新規就農者等を活用して、農地として維持管理してもらうとともに、希望者の農業参入を促進することにより、農業の多様な担い手を確保し、農業振興を図ることにある。　2　今回の提案に対して示されている土地利用の混在化への懸念については、以下の方法により対処が可能と思われる。　①　特区限りの対応とすること（認定市町村のみが対象であり、農地転用にあたっては、当該市町村に加えて、農業委員会や都道府県による監視が可能であること）　②　耕地は樹園地のみに限定すること（本来では、耕地のうち平坦地が多い田・普通畑や牧草地を除外し、傾斜地が多い樹園地に対象を限定することにより、宅地化等の懸念も想定されないこと）　③　新規就農者等という営農意欲が確認できる者のみを対象とすること（生産の場と生活の場を一体的に用思することにより、農業参入を希望する者の意向もかなえる形で、より効率的な農地の有効活用が期待できること）　3　今回の提案で想定している県内の樹園地は、農業の担い手確保に苦慮しており、宅地開発等といった農地以外の利用も想定が困難な耕地であり、上記三要件を明確にして認定市町村等の監視を厳格にすることにより、土地利用の混在化を防止することは十分に可能であると考えられるので、本県の提案を踏まえて、特区として対応することについて、再度の検討をお願いしたい。		D-1		地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた住宅については、あらかじめ土地の農業上の利用との調整が行われることから、集落に接続していなくても転用を許可できることとしており、要望の趣旨は実現できる。 なお、土地の農業上の利用との調整を経ないまま個々の住宅を、集落に接続せず任意の場所に建設する場合は、土地利用の混在化を招き、適切な農業上の土地利用を確保することができなくなるため、許可することは困難である。										1085020	大分県	田園暮らし応援特区	樹園地等における住宅取得目的の第一種農地の転用許可基準の緩和	新規就農者等が、農地の維持管理のために農地内に住宅を取得する目的による場合は、集落に接続していない場合であっても、第一種農地の転用を許可する。	新規就農者等が、農地の維持管理のために第一種農地内の希望する場所に住宅を取得することが可能となる。これにより、第一種農地への新規就農者等の農業参入が促進され、農業の多様な担い手の確保対策として有効である。また、荒廃が進み、遊休化や耕作放棄が懸念される樹園地（ミカン、ブドウなど）等、一部の第一種農地の有効活用が図られる。
100220	市民農園等による収穫した農産物の販売行為の容認	特定農地貸付法第２条第２項 市民農園整備促進法第７条	特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸付ける場合において、農地法の特例を認めるものである。	D－3		特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸付ける場合において、農地法の特例を認めるものである。 （１）貸付期間については、５年を超えないこととされており、これは市民農園における農地利用の趣旨を踏まえたものであるが、期間満了時に更新を行うことは可能である。なお、ご提案のような３０年という長期間とすることは、耕作の継続が既得権化すること等から困難である。 （２）簡易宿泊用施設の建築については、市民農園整備促進法により市民農園を開設する場合、市民農園施設を整備運営計画に位置付けることにより、これを開設者が設置することが可能である。 （３）販売行為については、その全てが営利目的となるわけではないことから、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成１５年７月４日閣議決定）を受けて、市民農園で生産された農作物の販売の解釈に関する通知を平成１５年度中に発出することとしている。											1104020	小田原市	土に親しむ観光農業特区	趣味的に農業を行う者の販売行為の容認	市民農園等都市住民が借地する農地において生産された農作物の一部販売を認める。	現在市民農園等で趣味として農業を行っている者には一切認められていない販売行為を市場経済に影響を与えない範囲で容認し、新たな担い手の創出を推進する。
100230	棚田地域における里道の災害復旧採択基準の緩和	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第５条第１号、同施行令第９条第５号	水路幅員120cm未満の農業用道路については、国庫補助の対象としていない。	-		ご提案の内容は、有効幅員120cm未満の農業用道路についても、有効幅員120cm以上の農業用道路と同様に補助事業の対象とすることを単に求めるものであるが、これは「従来型の財政措置」に当たり、特区の趣旨にそぐわない。	地域再生の観点から、施策の利便性の向上が重要とされており、これをふまえ、提案が現できないか、再度検討し回答されたい。		—			農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律は、災害復旧に関する規制を定めたものでは無く、災害復旧に関する国庫補助に関する事項を定めた法律であり、提案の内容は単に国庫補助の要件の緩和を求めるものであるので、施策の利便性の向上につながるとは言えない。										1129010	上勝町	棚田地域における里道の災害復旧採択特区	棚田地域における里道の災害復旧採択特区	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第９条第５号で耕地災害復旧における採択は、農道幅員が1.2m以上とされており、棚田地域における里道の災害復旧ができず放置されるため、先人の残した道産である棚田が消え行く道命にあるため、実情の0.9m（旧３尺道）以上まで採択基準を緩和する。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第９条第５号で耕地災害復旧における採択は、農道幅員が1.2m以上とされており、棚田地域における里道の災害復旧ができず放置されるため、先人の残した道産である棚田が消え行く道命にあるため、実情の0.9m（旧３尺道）以上まで採択基準を緩和する。
100240	都市住民の農地取得に係る貸付期間及び面積の規制緩和	農地法第３条第１項及び第２項	農地の権利移動に係る許可については、取得後における耕作の事業に供する面積等に関して一定の要件が設けられている。	D－2		都市住民等の現に農地の権利を有してない者による農地の権利取得については、農地法の構造改革特別区域法による規制の特例として、原則50ａとされている下限面積の要件について、10ａ限度として弾力的に引き下げることを可能とする緩和措置を講じているところであり、これにより都市住民等であっても、農地法の許可を得て、個人間の契約による農地の貸し借りを、貸付け期間の制限を受けることなく行うことが可能であり、この特例措置を活用することで提案内容は実現できる。 なお、都市住民等が10ａに満たない小面積の農地を営利以外の目的で利用したいというニーズについては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により、農地法の許可を受けることなく、地方公共団体又は農協から一定の条件の下で農地を借り受けることが可能であり、構造改革特区においては、この特定農地貸付けの特例として、地方公共団体及び農協以外の農家等が直接に都市住民等に農地を貸し付けることが可能となっている。											1143013	神流町	かんな田舎体験交流特区	普通民家での民宿経営	普通民家での民宿を始めるにあたり旅館業法で定められている基準面積、調理場、トイレ等の設置条件。 また消防法の表示灯の設置、または有休農地の利用等「農家民宿」の拡充を受けながら認定したい。 当地区においては一部地域に自家水道の集落があり消毒していない純度6次を使用しています。より多くの町民に受入体制作りを図る事から水を滅菌させてからの使用など現在の消毒をしないで美味しい水を使用する提案をしたい。 また、都市住民が農地を取得し農業経営が出来ると貸付期間及び面積の規制緩和を受け、個人対個人の農地などの賃借契約が出来るよう提案したい。	民家民宿を行うことにより都市住民と田舎との交流を図り田舎での暮らし体験、生活体験を推進したい。 当町の自然を最大限に利用する「山村地域における体験・滞在旅行」を目的とし、田舎での「学」・「遊」・「集」・「泊」の体験を民家において可能にし多くの町民と都市部の人たちの交流を深め「農家民宿」の拡充を受けながら「民家民宿」の開業を目指したい。
100250	旧市街化区域における届出による農地転用許可手続きの継続の容認	農地法第４条第１項第５号、第５条第１項第３号	市街化区域以外による農地の転用については、原則として都道府県知事の許可制となっている。	D－1		市街化区域と市街化調整区域の区域区分に関する都市計画が廃止されたとしても、旧市街化区域内で定められていた都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域を存置する場合には、当該地域内の農地は農地転用許可基準上、「市街地の区域内又は市街地化の著しい区域内にある農地」に区分され、農地の転用については、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられている等所要の要件を満たす場合は、原則として許可することとなっていることから提案の趣旨は実現できる。 なお、旧市街化区域は、都市計画法上「市街化を促進すべき地域」との位置づけがなくなったこと等から、当該地域内の農地の転用を引き続き届出とすることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	農林水産省の回答では、線引き制度廃止後も、要件を満たした用途地域存置の場合、現行制度によって農地転用が原則「許可」されるという、制度上の説明をしていますが、本市の提案の趣旨は、農地転用が認められるという結果ではなく、農地転用を申請する際の手続きについて、これまでと同様に「届出」となるよう規制緩和を要望しているもので、本市の提案の趣旨は実現できません。 つまり、現行制度では、線引き制度が廃止になれば、農地法第４条や第５条ただし書きの適用が受けられなくなり、手続きは全て「許可」となりますが、これまでの「届出」から「許可」に変わりますと、非常に手続きが煩雑になり、負担も大きくなり、許可を受けるまでの期間が大幅に延長になります。 このことは、市民サービスの低下となることはもとより、民間の迅速な事業活動を阻害することとなります。 今回の特区申請の原因となったのは、国におけるが都市計画法および建築基準法の一部改正により、線引きが原則として県が選択できるようになり、地域の実情に応じて、適正かつ合理的なまちづくりが行えるようになったことによるものであり、その効果が十分に発揮できるような運用が必要であることを十分にご理解を願いたい。 回答では、旧市街化区域が、都市計画法上「市街化を促進すべき地域」との位置づけがなくなったとのことですが、現実的には、線引き廃止後も、「都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域」のうち、都市計画法に基づく関係省庁との協議を完了し、既に市街化が相当進行している区域（現市街化区域）が存続するわけですから、この現実と、地域の実情に応じて、適正かつ合理的なまちづくりを行えるようにする法改正の趣旨からも、これまで同様に「届出」とすることが合理的であります。 構造改革特区は、制度上と問題があるとも、特例によって、地域の実情に応じた対応が図れるようにし、民間活動の活性化や市民サービスの向上を進めようとするものであり、この点からも特区として認められるべきものであります。		D－1		市街化区域と市街化調整区域の区域区分に関する都市計画が廃止されたとしても、旧市街化区域内で定められていた都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域を存置する場合には、当該地域内の農地は農地転用許可基準上、「市街地の区域内又は市街地化の著しい区域内にある農地」に区分され、農地の転用については、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられている等所要の要件を満たす場合は、原則として許可することとなっていることから提案の趣旨は実現できる。 なお、都市計画法の都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度は、区域区分に当たって農林水産大臣への協議が行われることのほか、都市計画法上、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ろうとするものであり、市街化調整区域は開発を抑制する性格を有し、市街化区域は市街化開発事業を実施するなど開発を誘導する性格を有することから、農地法上、市街化区域内の農地の転用については、届出制となっているところである。しかし、区域区分を廃止した場合、このような性格を有しなくなることから、引き続き届出制とすることは困難である。また、都市計画法及び建築基準法の一部改正後においてもこのような線引き都市計画区域の性格には何ら変わりがないものである。										1154010	高松市	農地転用手続特区	旧市街化区域における届出による農地転用許可手続きの継続	市街化区域において届出による農地転用許可の手続きが認められている農地法第４条第１項第５号および同法第５条第１項第３号について、線引き制度を廃止した後の旧市街化区域についても、規制緩和により認める。	旧市街化区域において、農地転用許可の手続きを行う場合は、規制緩和により、従来どおり「届出」による手続きを行う。

農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	関連法令等	制度の現状	提案の分類	提案の番号	提案の概要（対応策）	各府省庁からの調整に対する提案改革特区推進室からの再検討回答	提案主体からの意見	提案主体意見　その他	「提案の内容」の法規制	「提案の内容」の実施主体	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの調整に対する提案改革特区推進室からの再検討要請	「提案の内容」の法規制	「提案の内容」の実施主体	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
100260	市民農園の附帯施設に係る農地転用許可及び農振法に基づく開発許可の不要化	農地法第４条第１項 農業振興地の整備に関する法律第１５条の１５第１項	市街化区域以外にある農地の転用については、原則として都道府県知事の許可制となっている。 農用地区域内において開発行為をしようとする者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない。	Ｄ－１		市民農園整備促進法は、同法に基づき農地を市民農園にする場合、農園内に駐車場等の附帯施設を設置しようとする際に必要となる農地法の転用許可や都市計画法の開発許可等についてその手続きが簡素化されるよう特例措置を講じたものである。<br　このようなことから、特区法第３１条においては、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法について特例措置を講じているものであり、ご提案の施設整備を要する際には、市民農園整備促進法に基づく特例措置を利用されたい。<br　なお、構造改革特別区域法による構造改革特別区域計画は、内閣総理大臣の認定を受け行うものであり、市民農園整備促進法による市民農園区域の指定及び市民農園開設の認定のように市町村が都道府県知事の同意を得て行うものについて、総理大臣の認定に係らしめることは事務を繁雑にするのみであり、ご提案は合理性が認められない。<br　また、市民農園区域の指定及び市民農園開設の認定については、市町村及び都道府県の事務手続きを迅速にすることで処理期間を短縮することが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		Ｄ－１		市民農園整備促進法は、同法に基づき農地を市民農園にする場合、農園内に駐車場等の附帯施設を設置しようとする際に必要となる農地法の転用許可や都市計画法の開発許可等についてその手続きが簡素化されるよう特例措置を講じたものである。<br　このようなことから、特区法第３１条においては、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法について特例措置を講じているものであり、ご提案の施設整備を要する際には、市民農園整備促進法に基づく特例措置を利用されたい。<br　なお、農地法施行規則第５条第１号において、耕作者が２アール未満の農地をその者の農作物の育成又は果樹の果実のための農業用施設に転用する場合、許可を要しないものとしているが、これは、転用される土地の規模が小さいため周辺農地への影響が小さく、かつ、農業上の利用に直接供し、農業生産力の増進に寄与するものと認められるためである。<br　他方、市民農園整備促進法においては、あらかじめ、一律に農地法の転用許可が不要な附帯施設の規模等を定めることはしていないが、これは、市民農園は不特定多数の者が利用する施設であり、かつ、その形態も非常に多様であることから、市民農園の利用者の数、立地条件、農地と市民農園のバランス等を考慮し、「市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ妥当な規模であること」（法第７条第３項第２号）等について、市民農園整備運営計画の認定に当たり、個別に審査することが合理的であることによるものである。		2001010	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	市民農園の附帯施設設置時の農地法及び農振振興地域の整備に関する法律の特例措置	特区法を活用して開設する市民農園と一体的な２アール未満（自己の農作物育成等の事業者の農業用施設整備をする場合に、農地転用許可を要しない規模）の駐車場等整備を行う場合の事務手続きを簡素化することにより、市民農園利用者の利便性向上が図られるほか、特区法を活用した市民農園開設の促進につながる。	特区で開設する市民農園と一体的な２アール未満（自己の農作物育成等の事業者の農業用施設整備をする場合に、農地転用許可を要しない規模）の駐車場等整備を行う場合の事務手続きを簡素化することにより、市民農園利用者の利便性向上が図られるほか、特区法を活用した市民農園開設の促進につながる。
100270	旧農業者年金基金経営移譲金受給者が後継者に使用収益権を設定している農地での市民農園開設の容認	構造改革特別区域法第３１条	構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設が可能。	Ｄ－１		1　農地の権利移動については、農地の適切な利用の確保が確々で高い公益性をもつことから、農地法第３条の許可によからしめるのが原則である。他方、特定農地貸付法は、市民農園の開設等の二つに対応するため、特定農地貸付けの目的に供することを通じた場合に、他の適切な農業上の用途に供することで他の区域等に実現する機能を有する場合に同法規等が、小面積の農地を規模開発つ変更的な条件で貸し付ける場合に限って、現在で民間に農地法第３条の規制の適用を免除する規定がある。<br　２　このような要因は、構造改革特区法第２３条に基づき地方公共団体又は農協以外の者が特区内において特定農地貸付けを行う場合にも妥当するものと考えられ、このため、特区法においては、市民農園の管理を適切に行うことができるとして、他方公共団体等が、特定農地貸付法の目的に供することを通じた場合に、他の適切な農業上の用途に供することで農地を提供するという公益上の観点から、<br　３　すなわち、現行法規定においては、<br　（１）以上述べたように、本ケースにおいては、構造改革特区制度を活用することにより、①一方、農地所有者が使用収益権の設定を規制し、②市民農園の開設に対するために、農地所有者が市町村又は農地保有合理化法人に農地を貸し付け、③市町村又は農地保有合理化法人から当該農地を特定法人から当該農地を特定法人に対して、市民農園の開設のための用に供する場合に、市町村が、農地法第３条の２第１項第１号、同条項第２号の２、第３５条の２第２号及び第３号、第３５条の３第１項１号イ、第３５条の３第１項２号イ、同条項第３号の２、第３５条の４第２号及び第３号、第３５条の５第１項１号イ、第３５条の５第１項２号イ、同条項第３号の２、第３５条の６第２号及び第３号、第３５条の７第１項１号イ、同条項第２号イ、同条項第３号の２、第３５条の８第２号及び第３号、第３５条の９第１項１号イ、同条項第２号イ、同条項第３号の２、第３５条の１０第１号イ、<br　しかがって、特定法に基づく手続きを要する農園開設を開設する場合でも、農切のとこなく貸借することが可能であり、こうした手続きが規定規制等の必要性を高めているとは言えないのではないか。）<br　（２）これに対し、本提案の提案にあるように、市町村等をのぞく、個人型（農地所有者のみ）の市民農園の開設を可能とする場合の権利関係の場合、農地所有者は本ケースと同様に貸借をしにくいことから、市民農園等の中小企業に農業を再開するか貸借の可能性が高くなり、他の適切な者への権利移転が実現されやすくなるとは言えない。このことは、農地所有者とその市民農園開設者の間の関係を通じているが（第２項にあるように）、特定農地貸付けの用に供される農地について、その適切な利用を図るためかつ確実に開発することはいえないとは、同じである。<br　４　なお、本提案の提案は、規定規制等を中間与和の場合に制限し、全規模と提案の場合は、市民農園の場合を規定することを定めていらず、このはは下の理由から適切ではない。<br　①　規定規制等を上は、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与する等、一定の規定方向に関係するための規定的利益を付与するものであって、市民全般の要件である農地等の権利移動については、規制法令が定める手続きに則して行われるべきものであり、従って、特定の市民全般規制等を優遇するために、農地の適切な利用の確保の要求が公共に適用されるべき農地規制等をおびるのは、市民規制の主張と言えるを得ないこと。<br　②　規制等に則して、これは問題であること。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		Ｄ－１		前回回答したとおり、特区法においては農地法第３条の特例である特定農地貸付法の更なる特例として、地方公共団体等以外の者に市民農園の開設を認める反面、対象農地を特定農地貸付けの目的に供することを掲止した場合に、他の適切な農業上の用途に供することで等を担保するという公益上の観点から、<br（１）　実施主体が農地所有者でない場合には、市民農園をやめた場合に対象農地を遊休化させない措置を確実にとり得る市町村又は農地保有合理化法人が自ら権利関係者として関与し、これを介して権利設定を受けること<br（２）　特定農地貸付けが行われなくなった後の農地の適切な利用を確保するための方法等を定めた協定を地方公共団体との間で締結すること<br　の双方を例外なく義務付けることにより、通常の特定農地貸付けと同様の効果を担保しているところである。<br　貴見提案のように、(2)の協定締結のみを条件とすることは、他の適切に農地利用ができる者への権利移転を確実に図ることができるとは言えず、このことは、農地所有者の子弟が実施主体となる場合でも同様である。<br　なお、前回回答の４については、経営移譲年金や賃与税等の取扱いと特定農地貸付法の取扱いは、異なる趣旨目的によるものであり、前者の取扱いを根拠に、後者の取扱いを論ずることは適切ではないと記述したものである。		2001020	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	旧農業者年金基金経営移譲金受給者が後継者に使用収益権を設定している農地での市民農園開設に係る特例措置	旧農業者年金基金法に基づく経営移譲年金を受給している者が所有し、その直系尊属が使用収益権を持つ農地において、特区法を活用した市民農園を開設する場合、農地所有者と使用収益権者とが市民農園開設に係る特例措置を利用して市民農園の開設が可能となる。この手続きを簡素化するため、こうした場合にあっては、特区法第２３条に規定する第１３号事業を実施する場合は、その特例として、農地所有者、使用収益権者、及び認定を受けた地方公共団体との事業実施協定の締結のみで足りるようにしてほしい。このことで特区法を活用した市民農園農園の開設促進につながる。	農業者年金の経営移譲年金を受給している親の所有する農地を借り受けている農業者（子）が当該農地を利用して市民農園を開設する場合、一旦親にその農地を返却し、親から市町村又は農地保有合理化法人に貸付け、その後農業者に貸し付けた後に初めて市民農園の開設が可能となる。この手続きを簡素化するため、こうした場合にあっては、特区法第２３条に規定する第１３号事業を実施する場合は、その特例として、農地所有者、使用収益権者、及び認定を受けた地方公共団体との事業実施協定の締結のみで足りるようにしてほしい。このことで特区法を活用した市民農園農園の開設促進につながる。
100280	農業振興地域内における グリーンツーリズムに必要な施設である建築物の適合性の緩和	都市計画法 農業振興地域の整備に関する法律第１０条、第１３条 農地法第４条、第５条	農業振興地域内の農用地区域は、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められたものである。<br　周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することが可能である。<br　また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生ずるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外をすることは可能である。<br　市街化区域以外にある農地の転用については、原則として都道府県知事の許可制となっている。	Ｄ－１		周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することが可能である。<br　また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生ずるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可も可能であることから、現行制度で対応が可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		Ｄ－１		北海道開発審査会付議基準によると、関係市町村の市街化調整区域において市町村計画に位置づけられる「グリーン・ツーリズムに必要な施設である建築物」に係る開発行為等については、開発審査会の議を得たものとして、法第３４条第１０号口等の運用として扱うので、各市町村計画による判断に任せる事ができるので、今計画においては、現行制度で提案内容の実現に向けた対応が可能である、という回答と解釈してもよろしいのですか。					都市計画区域内の市街化調整区域且つ農業振興地域内において、グリーンツーリズムの範囲を超えた建物（温泉ホテル・パークゴルフ場・工房教室・マーケット・レストラン・社会福祉施設・退職障害者共同住宅・完全循環工場・その他）を、「都市と農村の持続可能なエコビレッジ」として建設するためのグリーンツーリズムに必要な施設である建築物の適合性の緩和。	3001010	阿部牧場、株式会社都市企画開発室	輪厚バスチャー（都市と農村の持続可能なエコビレッジ体験）特区	市街化調整区域内にて、グリーンツーリズムに必要な施設である建築物「農作業体験施設等」とは、農林水産省令で定めるものをいい、その中に温泉ホテル・パークゴルフ場・工房教室・マーケット・レストラン・社会福祉施設・退職障害者共同住宅・完全循環工場を、「農作業体験施設等」として、農地法第４条第２項第１号イ、第５条第２項第１号イ、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項第１号イ、第１５条第１項第１号イ、農地法第４条、第５条、第１３条、第１５条の適用を除外する。	現在、輪厚バスチャー計画では、ソーラー・バイオマス・温泉利用のエネルギー循環型社会の提案と、廃棄物を利用した有機肥料による農産物循環型社会の提案を行っていて、この都市と農村が支える「地域」社会の提案を多くの人々に知らしめるためにもエコビレッジとしての集落施設の建設を計画している。
100290	自然の中で体験学習等を推進する学校に係る農地転用許可要件の緩和	農地法第４条第２項第１号イ 農地法第５条第２項第１号イ	農用地区域内農地において転用が可能な施設は、土地の農業上の効率的な利用の観点から農業生産に必要な施設に限られている。	Ｄ－１		周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することが可能であり、また農地転用許可基準上、学校教育法による学校の建築については、公益性が高い事業として位置付けられ、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられている等の要件を満たせば、転用を許可できることから、提案の趣旨は実現できる。																					2046040	学校法人 国際学園	設置基準の提用による特別支援を必要とする児童生徒のための小中一貫校の設置	自然の中で体験学習等を推進する学校の農地法上の農用地の農地転用	現行法では農地の転用は各都道府県知事の権限であるが、農地法上の農用地の転用は許可されていない。本学園のように自然体験学習・総合学習の推進を重視する学校が農用地の転用を求める場合に限り、農用地の転用不許可の制限を撤廃する。	本学園が所有する神奈川県中郡二宮町二宮１６８１－１ほか３筆は全て農地法上の農用地であり、現在農業実習場として活用しており、その教育成果は多大なものがある。さらなる教育効果の充実を期するために本学園所有地及びその周辺の農用地を転用し、本学園が所有又は賃借することにより、その内側（道路から見て）の山林や斜緩地に校舎や学校施設が建築可能となる。気候温暖で緑豊かな環境を持ち、なおかつ交通アクセスも良好なこの地に校舎等の学校施設を整備し、農業をはじめとして自然と地形を活かした体験学習・総合学習を実践し、次代を担う子ども達に社会で生きる力をつける。
100300	森林組合法で定められている組合員の資格要件の緩和	森林組合法第27条第１項第４号	森林組合の組合員資格については、ア　森林所有者たる個人（森林組合法第２７条第１項第１号）、イ　生産森林組合その他の森林所有者たる法人（同条同項第２号）、ウ　ア、イ又は組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体（イに掲げる法人を除く）（同条同項第３号）、エ　組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするもの（同条同項第４号）、であって定款で定める者とされている。このうち、ア、イの正組合員、ウ、エが准組合員となっている。准組合員制度は、正組合員以外の者で継続的に組合の事業・サービスを利用するニーズがあるものについて、組合員として安定的に事業を利用できるようにするために創設された制度である（このため、准組合員は、組合の利用事業権は有しているが、議決権等共益権の一部は付与されていない。）。	D-3		「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について（平成１５年９月１９日閣議報告）」の別表のとおり、平成１５年度中に、「森林組合の職員であって作業班員等林業に従事する者に、森林組合法の准組合員としての資格を認めることについて、作業班員等における森林組合の事業利用のニーズ実態等を調査・検討し、結論を得て、措置することとしている」ところである。今回の特区要望は、内容的にこの全国規制改革要望と重複しており、農林水産省として追加的に対応すべき事項はない。	提案は、准組合員ではなく、正組合員資格が得られるようにしたいというものであり、これについて再度検討し回答されたい。		今回の特区要望に際して、制度（法）を良く把握せず森林組合法第２７条第１項第４号に定められている組合員資格の緩和について要望させて頂きましたが、同法同項第４号は准組合員制度のことで、今回の回答も准組合員の資格を与えるものに対してのものでありました。しかし、今回の要望は当森林組合の職員及び作業員について、議決権等共益権を有する正組合員としての資格を与えて頂きたいものであり、同法同項第１号及び２号について緩和を要望するものであります。		D－３		１　森林組合法上、森林組合は、森林所有者の協同組織として、組合員のために直接奉仕することを旨として事業を運営すべき（直接奉仕原則。森林組合法第４条）とされている。森林組合の職員は、組合のスタッフとして、組合員のための事業・サービスを提供すべき立場にあり、職員としての固有の資格で森林所有者と同列に組合員資格を認めることは、このような森林組合の本質的性格に反することから適当ではない。<br　２　農林水産省としては、既に掛川市からの要望を受け、森林組合の作業班員等に准組合員資格の付与を認めるとの解釈指針を発出する方向で検討している。准組合員も「組合員」であり、組合職員の意識の高揚、地域への定着促進という提案目的は、准組合員資格の付与により十分に達せられると考えている。<br　３　なお、他の協同組合法制でも、組合職員に正組合員資格を付与している例は皆無である。	組合員資格として森林所有規模について制限はあるのか。制限があるとすれば緩和できないか。検討し回答されたい。	0-3		組合員資格に係る森林所有面積要件に関し、下限を設定するかどうかについては、法令による制限はなく、各組合が定款により任意に設定しうる。<br　なお、「森林組合模範定款例」（昭和５３年７月２６日付け５３林野組第１５７号農林水産事務次官依命通達）第７条第２項第１号において「その組合の地区内にある（○アール以上の）森林の森林所有者たる個人」は正組合員となることができる旨を規定しているところである。<br　なお、正組合員資格に関し森林所有面積要件を設定している場合が、異地要件緩和のため当該面積要件を現行より引き下げる場合は、通常の定款変更手続（正組合員の総数の２分の１以上が出席する総会において、出席者の議決権の３分の２以上の多数による、当該面積要件緩和に伴う定款の変更を議決した上で、都道府県知事の認可を受ける）により行うことができる。					3020041	社会福祉法人鞍手会、ケイ・テイ・エンタープライズ株式会社、有限会社かじと、個人	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	国有林払い下げ外漑工事費全般に関する規制要件の緩和措置	鞍手町内の国有林（98林班）は保安林で土砂流出防備保安林の為、森林法第三章の規制があり、これを撤廃して欲しい。 国有林の払い下げは地方自治体のみしか、随契約が認められていないので特区事業者（民間）にも認めて欲しい。	鞍手町の国有林（120町歩）を中心とに払い下げ、購入資金（造成費込）216億9800万円を使用する。 造成した所へ、家畜・ペット園やカジノ・ハウス（民間・民投）を建設する。 ・初年度、道中地区3千坪　（土地購入、造成資金込） 2億4800万円 ・平成19年　1万5千坪　（土地購入、造成資金込） 9億円 ・平成21年　5千坪 （土地購入、造成資金込） 4億5千万円 ・平成23年　5万坪 （土地購入、造成資金込） 30億万円 ・平成24年　30万坪　（土地購入、造成資金込） 171億万円
100310	国有林払下げ随意契約締結の許可の容認	会計法第２９条の３第５項、予算決算及び会計令第９９条、第１０２条の４、国有林野の管理経営に関する法律第８条	国有林野を売払う場合においては、国有林野の管理経営に関する法律第８条において、「当該林野を公用、公共用又は公益事業の用に供する者等」に優先させなければならない規定がある。国有林野等の国有財産を随意契約により売払う場合には、相手方、用途に制限があり、会計法第２９条の３第５項において、原則として、公用、公共用、公益事業の用に必要な土地を、地方公共団体、公益事業の業務者に対して売払う場合（予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第９９条第９号及び第２１号）、に限定している。本案件の場合においては、カジノの収益を社会福祉事業の財源に充てるという当該事業の目的が、公益事業（社会福祉事業）と法的に認められる場合には、予決令第９９条第２１号に該当することになり、随意契約による売払いの検討対象となる。ただし、予決令第１０２条の４において、「随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない」との規定があり、当該協議に「事業内容及び事業者について随意契約の適格性が認められる必要がある。	-		会計法上、カジノを含む介護福祉施設を整備する当事業が公益事業（社会福祉事業）として随意契約の適格性があると認められる場合には、特区とする必要はなく、現行法令で対応可能である。																					3020041	社会福祉法人鞍手会、ケイ・テイ・エンタープライズ株式会社、有限会社かじと、個人	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	国有林払い下げ外漑工事費全般に関する規制要件の緩和措置	鞍手町内の国有林（98林班）は保安林で土砂流出防備保安林の為、森林法第三章の規制があり、これを撤廃して欲しい。 国有林の払い下げは地方自治体のみしか、随契約が認められていないので特区事業者（民間）にも認めて欲しい。	鞍手町の国有林（120町歩）を中心とに払い下げ、購入資金（造成費込）216億9800万円を使用する。 造成した所へ、家畜・ペット園やカジノ・ハウス（民間・民投）を建設する。 ・初年度、道中地区3千坪　（土地購入、造成資金込） 2億4800万円 ・平成19年　1万5千坪　（土地購入、造成資金込） 9億円 ・平成21年　5千坪 （土地購入、造成資金込） 4億5千万円 ・平成23年　5万坪 （土地購入、造成資金込） 30億万円 ・平成24年　30万坪　（土地購入、造成資金込） 171億万円
100320	森林法第３章（保安林制度）の撤廃	森林法第三章	保安林については、その指定理由が消滅したときは、保安林の指定を解除しなければならない。保安林については公益上の理由により必要が生じたときは、保安林の指定を解除することができる。保安林内において、立竹を伐採し、又は土砂又は樹根の採掘その他の土地の形質を変更する行為をする場合は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない。	E		当該提案は事業予定地の保安林にかかる規制の撤廃を求めるものであるが、当該提案に係る森林については、現在、関係市町村及び県知事の同意を得て保安林に指定するための手続を行っているところであり、保安林の指定に同意を行った地方公共団体が保安林に係る諸規定を適用除外とする特区申請を行うことはないものと考える。なお、当該保安林の指定の手続が完了した後に、カジノ等の建設が関係法制度の整理も含め実現可能となった場合には、提案主体からの資料によると保安林の指定を解除することが必要になると想定されるところであるが、保安林の機能に代替する機能を果たす施設が設置されるなどの要件を満たせば、特例を設けなくとも保安林の指定を解除することが可能である。																											

管理コード	規制の特例事項名	関連法令等	制度の現状	提案の分類	提案内容	提案の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する提案改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見　その他	「提案の内容」に対する見直し	「提案の内容」に対する見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する提案改革特区推進室からの再々検討要請	「提案の内容」に対する見直し	「提案の内容」に対する見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
100330	漁港施設等の民間貸付に係る規制緩和		漁港管理者は地方公共団体であり、（漁港漁場整備法第２５条）漁港施設等行政財産の貸し付けをすることはできない。（地方自治法第２３８条の４第１項）	－		地方公共団体による行政財産の貸付けに係る問題であるため、関係省と調整しつつ、検討していく。	国有財産の漁港施設がある漁港は無いのか。ある場合は、国有財産の貸付についても同様に検討し、回答されたい。 なお、本特例が設けられ、民間事業者が借り受けた漁港施設（漁港施設、用地）に関連した整備を当該民間事業者が行おうとする場合、漁港管理者の許可を受ければ実施できると解してよろしいか。	「関係省と調整しつつ、検討していく」とされていますが、問題となっている検討事項等を具体的に示していただければ、御説明いたしますのでよろしくお願いします。	－				地方公共団体による行政財産の貸付けに係る問題であるため、関係省との調整、検討された結果を示されたい。		A	1	漁港管理者が選定した事業者が、水産物の流通機能の高度化を図るために漁港施設の運営を行う場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	1028010	山口県、下関市	下関地区水産業活性化特区	漁港施設等の民間貸付に係る規制緩和	区域内の下関漁港（特定第３種漁港）において、漁港内の市場と一体的・効率的な運営が行われるべき行政財産（漁港施設、用地）を「特定漁港施設」と位置づけ、漁港管理者である県が、公共性を担保しつつ、一定の要件に該当する民間事業者（卸売業者、仲買人等）に対し、長期間貸し付けることとより、民間事業者自らの裁量による施設整備や管理運営を促進し、民間事業者の経営能力を最大限活用する。このため、地方自治法第２３８条の４における民間貸付に係る規制緩和が不可欠である。 なお、貸付期間については、計画に係る事業実施期間が比較的短期間で終了する場合も含め、特定漁港施設（行政財産）の貸付の期間を本事業の期間に準じて設定することができるようにするため、民法第６０４条及び借地借家法第３条、第４条の規定は適用しないこととする。	区域内の３水産物市場について、漁港市場を「拠点市場」に、唐戸市場をその「サテライト市場」に位置づけ、水産物市場におけるセリ機能の集約化を図る。唐戸市場の観光機能を充実強化することによって、ウオーターフロントー帯の集客力の増強を図り、併せて南風泊市場においては、フグに特化した「専門市場」としてその機能を強化する。また仲買人の共通化を図るとともに、量販店等にも対応できる新規仲買人を参画させ、購買力の増強を図る。 この中で、拠点市場となる漁港市場や蓄養水面を有する南風泊市場の漁港施設、用地を民間事業者に長期間貸し付け、民間事業者自らにより関連施設を整備し、効率的な運営を行う。
100340	漁港区域内の民間施設の設置の容認	漁港漁場整備法（昭和２５年法律第１３７号）	漁港漁場整備法第２５条）漁港施設については、処分制限（法第３７条）、利用規制（法第３８条）、漁港の保全のための行為制限（法第３９条）等が規定されているが、これらの事務は漁港管理者たる地方公共団体により処理されている。	Ｄ１		漁港漁場整備法上、民間事業者の漁港区域内への参入を規制している規定はなく、すでに多くの民間事業者が漁港区域内で事業を実施していることから、漁港管理者である地方自治体と相談の上、要望の実現を図ることは可能である。											1108010	小田原市	小田原漁港活性化特区	漁港区域内に民間施設の設置	漁港区域内に観光船やレジャー施設等民間企業の参入を認める。	漁港区域内に民間事業者の参入を認め、観光船の発着や民間事業者と漁協との連携による収益施設の建設・運営等により観光漁港として活性化を図る。
100350	補助金投入施設の処分規制の緩和	１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２２条 ２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令２５５号）第１３条及び第１４条。 ３　農林畜水産業振興補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第５条	補助事業等は、各省各庁の長の承認なく、補助目的に反する取得等財産の使用、譲渡等の処分等を行ってはならない。（法第22条）　ただし、①補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合（法施行令第14条第1項第1号）、②補助金等の交付の目的及び当該財産等の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間（処分制限期間）を経過した場合（法施行令第14条第1項第2号）、については この限りではない。	C		１．農林水産大臣が交付した補助金等により取得し、または効用の増加した財産等の処分制限期間については、国民が負担する補助金等を適切に執行するため、それぞれの財産等の耐用年数を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則において定めている（間接補助事業等により取得等された財産等は除く。）。よって、それぞれの財産等の処分制限期間は、財産ごとの補助金等の交付目的及び耐用年数を勘案して判断することが適当であると考えており、御要望にあるように処分制限期間が２０年を超えるものを一律に２０年以下とすることは不適切であると考えている。 ２．なお、処分制限期間内の財産の処分については、申請に基づき個別に審査を行った上で、実情に応じ主務大臣が承認の可否を判断している。（法第２２条）	補助金の返還の判断は、政策目的の達成状況等の観点から行うことを原則とすべきでないか。貴省の回答では「処分制限期間内の財産の処分については、申請に基づき個別に審査を行った上で、実情に応じ主務大臣が承認の可否を判断している」とあるが、判断の基準を示すべきではないか、併せて再度検討し回答されたい。		c及びD-1			1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認は、次のような場合に行うこととしている。 （１）同条の財産について、補助金等の交付の目的に従い使用等を行おうとしても、経済事情の変動等によってそれが困難となっていること。 （２）このような財産を放置しておくことが財産の効率的な利用の見地から不適当であると認められること。 ２　農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、申請に基づき個別の事案毎に審査を行うこととしており、審査の結果、必ずしも処分制限期間にある財産全てが補助金返還となるものではなく、事業によっては、処分制限期間内にある施設であっても補助金返還不要となるものもあるので、長崎県を通じて協議があれば実情に応じた対応も可能と考える。 ３　なお、農林水産省は、補助金等の交付目的の達成を図る観点から、同条の規定の運用を行っているものである。							1160010	長崎市	補助金投入施設の処分規制の緩和	補助金投入施設の処分規制の緩和	・国庫補助事業等により取得した水産業関連の共同利用施設の処分を行う場合の処分期間の緩和を図ること。 ・処分期間の緩和については、処分制限期間が20年を超えるものにあっては、一律20年に緩和すること。	長崎市は水産業振興の柱として、つくり育てる漁業の積極的な推進を図ることとしているが近年、漁業者の栽培漁業に対するニーズはより高揚化、多様化している。 本提案は、これら漁業者の要請に応えるため種苗生産施設の機能更新を推進するものである。 なお、機能更新の効果としては種苗生産魚種が既存のマダイ、トラフグなど3魚種から、今後、新たにアカアマダイ、ホシガレイ、シマアジ、マゴチの4魚種の開拓が可能となり、地域水産業の永続的な維持発展に寄与する。